

共 産 党 要 望 項 目 一 覧

平成28年度当初分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
【憲法・戦争・平和】	
(1) 戦争法＝安保法制の廃止 国民の声を無視して強行された、憲法違反の戦争法＝安保法制の廃止と、集団的自衛権容認の閣議決定の撤回を求めること。	安保関連法制の施行にあたっては、国民的理解を大切にしながら、国政の場において、慎重かつ十分な議論をしていただきたい。
(2) 憲法改定に反対を 安倍総理が憲法改定を表明し、「緊急事態条項」の新設を提起している。それは、総理が「緊急事態」と宣言すれば、総理が法律と同等の省令を定め、地方自治体への指示と基本的人権の制限ができる、まさに戦前の「戒厳令」、現在の立憲主義の性質そのものも変える「独裁国家」づくりである。こうした安倍政権の明文改憲に反対すること。	日本国憲法は、制定されてからの約70年間、一度も改正されていない。その間には、社会・経済が大きく変化しているので、その変化に応じて憲法改正の議論や検討が行われることは、むしろ当然のことであると考えている。憲法の改正については、主権者である国民が真剣に考え、十分な議論を経たうえで行われるべきものとする。
(3) 米軍機関係	
①岩国基地への空母艦載機部隊移転は、現在岩国基地から鳥取県に飛来している米軍機低空飛行訓練を激化させることになる。移転の中止を求めること。	外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、岩国基地への空母艦載機部隊の移転計画は、日米両政府間で合意された在日米軍再編計画によるものであることから、これらに関する要望等を行うことは考えていない。
②米軍機低空飛行訓練の中止を継続して求めること。	米軍機の低空飛行訓練については、市町村と協力した監視体制を継続し、今後も引き続き、目撃情報の都度、適切な措置を求めていく。
③騒音測定器の設置を国に求めると同時に、県独自に関係自治体と協力しての設置も検討すること。	米軍機の低空飛行に係る騒音測定器の設置については、知事が平成27年12月17日に防衛省を訪問し、住民からの苦情が多い地域においては、国の責任において騒音測定器を設置し、実態の把握に当たるよう求めており、今後も引き続き要望していくこととしている。
④国に実態調査をさせるため、関係自治体と協議し、中四国防衛局長を招致すること。	本県では、米軍機の低空飛行訓練について、日米合同委員会合意を遵守するよう国要望を行うとともに、中国四国防衛局とも情報を共有するなど必要な対応をしているところであり、中国四国防衛局長の招致等は考えていない。
(4) 自衛隊・自衛隊高等工科学校生徒募集	
①自衛隊募集のために、18歳の情報を本人の了解もなく自衛隊に提供している自治体があるが、中止するよう求めること。	自衛官募集に係る自衛隊地方協力本部への情報提供については、自衛隊法、自衛隊法施行令、住民基本台帳法を根拠に各自治体がそれぞれの判断で行っているものであることから、中止するよう求めることは考えていない。
②自衛隊高等工科学校の生徒募集は、学校が関与して中学校で行わないようにすること。	学校として生徒の幅広い進路選択のための、様々な情報提供を行うことは必要なことである。最終的な進路決定に係る判断は、生徒及び保護者がよく話し合ったうえで行うものであり、学校においても適切な対応に留意するよう校長会等で注意喚起していく。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>(5) 戦争展 県立博物館で行われた「戦後70年『鳥取と戦争』展」は、資料収集もすばらしい力作であり、大好評であった。中部、西部での開催要望に応えての実現を希望する。</p>	<p>同展は戦後70年の節目に当たる今年開催することで多くの方に来ていただけた面もある。来年度以降、歴史系では別の企画を西部で実施する予定であり、これに加えて中部や西部で今年と同じ展示を行うとなると、多大な経費や作業が追加で必要になるため、県立博物館の企画展として戦争に関する展示会を来年度開催するのは困難だが、中部や西部から開催希望等があれば、当該地域の市町村教育委員会と連携して、移動博物館や資料貸出し等により対応していく。</p>
<p>【税制】</p>	
<p>(1) 消費税10%増税に反対を 安倍政権は、「軽減税率」を掲げているが、2017年4月からの消費税10%増税が前提であり、食料品や新聞の税率を8%に据え置くというだけで、「軽減」どころか総額4.5兆円、1世帯4万円以上の大増税である。低所得者対策というなら低所得者に重い負担となる消費税増税そのものをやめるべきである。消費税10%増税の中止を求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとっての安定財源の確保は避けることのできない課題であり、国会において審議、決定される消費税増税に反対することは考えていない。</p>
<p>(2) 赤字企業にも課税される外形標準課税の拡大ではなく、大企業の法人税減税の中止を求めること。</p>	<p>今般の法人税減税については、我が国企業の国際競争力を高め、成長志向に重点を置いた法人税改革（課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる）により、経済の好循環の確立を目指して実施されているものと認識している。 なお、平成28年度税制改正大綱においては、大企業の法人事業税（所得割）の税率の引下げに伴う代替財源確保の一つとして、大企業の外形標準課税は拡大されたが、対象を中小企業まで拡大したものではないので、法人税減税の中止を求めることは考えていない。</p>
<p>(3) 年少扶養控除の廃止や特定扶養控除が廃止され、更に配偶者控除の廃止も検討され、家計が苦しくなるばかりである。「生計費非課税の原則」にも反する。一連の控除廃止を元に戻し、基礎控除38万円の引き上げを求めること。</p>	<p>現在、政府税制調査会において、経済社会の構造変化等を踏まえた今後の税制のあり方が全面的に検討されているところであり、個人所得課税における各種控除や課税対象所得の取扱いについても全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えている。</p>
<p>(4) 高齢者の120万円に引き下げられた公的年金控除を140万円に戻すよう求めること。</p>	
<p>(5) 未婚一人親家庭に寡婦控除を適用するよう求めること。</p>	
<p>(6) 家族従事者に支払った賃金を認めない所得税法56条の廃止を求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えている。</p>
<p>(7) 県と市町村職員のノウハウの共有という一定の役割を全うした、「鳥取県地方税滞納整理機構」は廃止すること。</p>	<p>鳥取県地方税滞納整理機構は、県と市町村で共同で納税交渉を実施することにより重複事務の解消と実務を通じた県及び市町村の能力向上を図り、徴収業務の高度化及び効率化を目指して運営しているものであり、今後とも市町村と連携して徴収業務に取り組むこととする。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
【社会保障】	
(1) 生活保護	
①削減された生活扶助費、住宅扶助、冬季加算を元に戻すよう求めること。県独自に削減分の補てん、特に寒い中で切実となっている冬季加算の補てんを行うこと。	生活保護基準は、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として削減された部分を元に戻すよう求めることは考えていない。また、県として冬季加算を上乗せ・増額することも考えていない。
②夏季加算の制度化を国に求めること。	夏季加算の創設について、従来から国に要望しており、平成27年度も要望したところである。
③高齢加算の復活を求めること。	高齢加算についても、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国が責任をもって設定するものであり、県として復活を求めることは考えていない。
④「能力に応じた就労」をしない利用者に対しての「保護費の減額」が提案されようとしているが、就労は本人の能力だけでは解決せず、事実上の生活保護からの追い出しである。中止を求めること。	財政制度等審議会の平成28年度予算の編成に関する建議では、「能力に応じた就労又は就労に向けた訓練を受けることを原則とするとともに、正当な理由なくこれを拒否した場合には、保護の停止・廃止、保護費の減額を含む柔軟な対応を可能とする制度にすべきである。この点については、平成29年度の生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度の在り方について検討を行い、その結果を踏まえて、平成30年通常国会への法案の提出等の所要の措置を講ずるべきである。」と提案されている。これを受けて、生活保護制度をどのようにするのかについては、国が責任をもって検討されるべきものとする。
⑤生活保護世帯は頼る人がいない場合が多く、県営住宅の入居に保証人を求めないこと。	県営住宅では、入居に当たり、家賃等の滞納のほか、入居者による迷惑行為（保管義務違反）への対応の観点から連帯保証人を求めているところであり、県営住宅の健全な管理運営を行うためには、保証人制度は必要と考える。
⑥生活保護に相談対応するケースワーカーの配置増員を国に求め、基準以下の自治体には基準を満たすよう指導すること。また県が配置のための支援をすること。	ケースワーカーの配置については、社会福祉法に定められた標準数を基に、各自治体で定めるとされているが、標準数を満たしていない自治体については、生活保護法施行事務監査の際に、実施体制の充実について指摘・指導を行っている。 なお、ケースワーカーの配置については、きめ細かい生活支援・就労支援が実施できるよう、現場の人員配置基準の見直しも含め検討を行うよう、平成27年度においても国に対して要望を行っている。また、ケースワーカーの配置は国が責任をもっておこなうものであり、県が配置のための独自の支援をすることは考えていない。
(2) 年金	
①削減された年金を元に戻すよう求め、マクロ経済スライド導入による給付削減や、支給年齢の引上げの中止を求めること。	年金の制度改革は、持続可能性、世代間の公平性などの観点から社会保障制度全体の枠組みの中で、国において総合的に検討されるべきものと考えており、国に要望することは考えていない。
(3) 医療・健康	
①国で検討されている、1%超の診療報酬の引き下げの中止を求めること。	国は平成28年度の診療報酬改定について、全体で0.84%引き下げることを決めた。この度の改定は、増え続ける医療費を抑制し、効果的・効率的で質の高い医療を提供していくという方針のもとに示されたものであり、県としては今後の動向を注視し、現状で反対することは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②大病院での紹介状の負担金の引き上げ中止を求め、県立病院での引き上げはやめること。</p>	<p>紹介状なしの大病院受診時の定額負担については、病院・診療所の外来機能分化を進め、地域の医療資源の効率的活用を図るために導入されるものであり、今後、制度の実施による県民への影響等を注視しながら対応したい。</p> <p>県立病院では、現時点で負担金を引き上げる予定はない。</p>
<p>③国民健康保険制度 ○都道府県単位化では、赤字の国保会計の解決にならず、必要な医療の抑制や保険料の引き上げで住民を苦しめることにつながる。問題解決のため次のことを求める。</p>	<p>国保の都道府県化に伴い、国は毎年3,400億円の国費を上乗せして投入することとしているが、全国知事会としても今後の高齢化の進展に伴う医療費の増嵩への対応としては不十分であると考えている。</p> <p>県としては、平成30年度からの国保運営に対する役割をしっかりと果たしていくとともに、知事会とともに国保が真に持続可能な制度となるよう必要な検討と国の財政措置を求めていくこととしており、本年度も7月、12月に国庫負担金の負担率の引上げなど、国保財政の構造的な問題への対応を要望したところである。</p>
<p>・国庫負担割合を50%に戻すなどいっそうの財政支援を国に求めること。</p>	
<p>・特別医療費助成などを理由にした国の調整交付金の減額（ペナルティー）の中止を求めること。ペナルティーが中止されない場合、半分を県が負担すること。</p>	<p>国民健康保険に係る国庫負担金等のペナルティの廃止については、従来から国に要望しており、現在厚生労働省において、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」で、地方単独で小児医療費の一部負担金の助成を行った場合における国保の国庫負担金の減額措置の見直しについて議論されており、厚生労働大臣は、平成28年春をめどに結論を出したいと見解を示しているが、今後も、さらに後押しすべく、全国知事会とともに、機会を捉えて要望していきたいと考えている。</p> <p>なお、減額分の財政支援については、現在は市町村が保険者として責任を持って国保事業を運営し、県は法に基づく応分の負担をする役割分担を担っており、法定外の新たな財政支援は考えていない。</p>
<p>・県の一般会計からの繰り入れを行い、従来通り市町村の一般会計からの繰り入れを認め、保険料を引き下げること。</p>	<p>一般会計からの繰り入れについて、赤字財政の解消という都道府県化の趣旨やそのための新たな国費の投入が行われることから、県が一般会計からの繰り入れを行う予定はない。</p>
<p>○国民健康保険料</p>	
<p>・国保料の支払いができない人への制裁措置である資格証明証の発行はやめること。短期保険証の留め置きをやめるよう市町村を指導し、郵送などの手だてで保険証が届くようにすること。</p>	<p>被保険者資格証明書の交付は、国民健康保険制度を維持していくため、被保険者に保険料を納付してもらうための仕組みとして法定されているものである。</p> <p>市町村は、被保険者資格証明書の交付に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努めており、県では、引き続き市町村に対し適切に運用するよう助言していく。</p> <p>また、短期被保険者証の交付については、世帯主と直接面会できる収納の貴重な機会と捉えているが、一方で、世帯主が窓口にな付相談に来ないことにより、短期被保険者証を窓口で長期間留保することは望ましくないため、被保険者の手元に届くよう電話連絡、家庭訪問を行うなど、適切な取り組みを行うよう助言していく。</p>
<p>・国保料滞納を理由にした差し押さえはやめること。</p>	<p>滞納処分は、国保財政の安定的な確保と負担の公平性確保の観点から必要と考えており、市町村は、滞納処分に当たっては、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努めているところであり、県では、引き続き市町村に対し、滞納処分を適切に行うよう助言していく。</p>
<p>・国保料滞納の延滞金は、負担を増やすばかりである。延滞金を廃止し、せめて分納者への徴収はやめること。</p>	<p>延滞金は、保険料を納期限までに納めてもらうために必要な制度と考えており、一律に延滞金を徴収しないことを市町村に指導することは考えていない。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>・災害・失業以外で急激な収入減となった場合も、国保料減免の対象とすること。</p>	<p>保険料の減免は、市町村が国保財政を考慮した上で、特別な理由により納付が困難になった場合において必要であると認めるときに行うものである。よって、県として市町村に保険料の減免の拡大を求めることは考えていない。</p>
<p>・応益割り偏重の是正、住民の生活実態を反映しない「所得割」の「旧ただし書き方式」の見直し、固定資産税を根拠に低所得者に負担を強いる「資産割」の撤廃を求めること。</p>	<p>保険料の賦課は、国民健康保険法施行令で、応能負担と応益負担がそれぞれ50%の標準割合が示されているところであるが、受益に応じた負担も必要と考えているため是正を求めていくことは考えていない。なお、応益負担については、所得に応じて7・5・2割の軽減措置が設けられている。</p> <p>保険料の所得割額の算定は、総所得金額から基礎控除のみ差し引いた「旧ただし書き方式」が原則とされているが、これは、所得の低い方が多いといわれる国保では、各種所得控除後の所得で算定すると、所得割額を賦課される者が極めて少数となるため、他の社会保険の保険料体系との均衡等の理由から行われているものであり、負担の公平の観点から旧ただし書き方式の見直しを求めることは考えていない。</p> <p>国民健康保険では、応能負担、応益負担を具体的に実現するため、「所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額」のうち、「資産割額」を含む方式と含まない方式の何れかを選択できる。「資産割額」は、同じ応能負担の「所得割額」を補完する役割があり、市町村は実情に応じて何れかの方式を選ぶことができるので、制度の撤廃を求めることは考えていない。</p>
<p>・国保法44条にもとづく医療費窓口負担軽減の対象拡大を、国と市町村に求めること。また都道府県広域化の議論と並行して、現在より拡大した県減免制度を創設すること。</p>	<p>医療費の一部負担金の減免は、特別な理由により、生活が著しく困難になった場合において保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものであり、国は収入減少の認定基準を通知により示しており、現段階で国や市町村にさらなる認定基準の拡大を求めることは考えていない。</p> <p>また、一部負担金の減免に関しては、都道府県化以降においても、保険給付の主体である市町村が引き続き実施するものであり、県として減免制度を創設することは考えていない。</p>
<p>④地域医療構想は、国からの病床削減押し付けに屈せず、地域の医療関係者や住民と協議して、地域に必要な病床数を確保すること。</p>	<p>地域医療構想の策定に当たっては、国への要望など、策定のぎりぎりまで調整するよう考えている。また、地域の医療関係者や住民を構成員とする地域医療構想策定調整会議を、各圏域に設置して、既にさまざまな意見交換等を実施している。</p> <p>・地域医療構想の策定及び実現に向けた体制整備事業 3,386千円</p>
<p>⑤医療法人と社会福祉法人を統合した「非営利ホールディングカンパニー型（持ち株会社）法人を可能とする医療法人改革は、株式会社への出資も認めるなど、大企業参入や営利目的に利用するものであり、反対すること。</p>	<p>非営利ホールディングカンパニー型法人（地域医療連携推進法人）制度の導入については、医療機能の分化及び連携を図るための方策として、医療法で定められたものであることから、経過を見守りたい。</p>
<p>⑥入院給食費の負担増（1食200円）の中止を求めること。</p>	<p>入院時食事療養費の見直しについては、入院と在宅医療の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担を求めるものであり、県としても応分の負担は適当と考えているところである。</p> <p>なお、低所得者や難病患者については負担を据え置くこととされている。</p>
<p>⑦後期高齢者医療制度の保険料（特例軽減の廃止）や窓口負担（1割から2割）の引き上げの中止を求めること。県</p>	<p>後期高齢者医療制度の保険料軽減特例は、高齢者医療制度の円滑な導入を理由に一時的に引き下げられているものであり、見直しについて反対することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
独自の軽減制度を創設すること。元の老人保健制度に戻すよう求めること。	<p>窓口負担の引き上げについても、国において受益と負担の観点から決定されるもので、県として国に中止を求めることは考えていない。</p> <p>また、後期高齢者医療制度は保険者が責任を持って運営されているものであり、県は法に基づく応分の負担を行うよう役割を担っており、県独自の軽減制度の創設は考えていない。</p> <p>後期高齢者医療制度については、医療費の増大などに対応し、将来にわたり国民皆保険の堅持と持続可能な医療制度にするための必要な制度であると考えており、本県として老人保健制度に戻す等の要望は考えていない。</p>
⑧ 70歳～74歳の医療費患者負担を2割から1割にもどし、高額療養費の負担上限の引き上げの中止を求めること。	<p>70歳から74歳の患者負担は法定2割とされているところ、高齢者医療制度の円滑な導入のため特例でこれまで1割とされていたものであり、これを段階的に本来の負担とすることとしていることから、中止を求めることは考えていない。</p> <p>また、高額療養費の負担上限の引き上げに関しては、国が平成28年度中に結論を得るとしており、これからの議論を注視したい。</p>
⑨ 財政制度等審議会で提案された、かかりつけ医以外を受診する場合の「定額負担」の上乗せや、風邪薬や市販品類似薬の保険給付はしををやめるよう求めること。	<p>かかりつけ医以外を受診する際の「定額負担」については、平成28年末までに制度の実現・具体化が検討される予定であり、県としては国の動向について注視したい。</p> <p>また、市販品類似薬の保険給付の範囲についても、国において、医薬品の適正給付の観点から検討されているところであり、併せて国の動向について注視したい。</p>
⑩ 高額医療費制度の受領委任払い制度は、限度額を月ごとに治療ごとに改め、月をまたぐと適用されていない矛盾を解決すること。	<p>高額療養費は月ごとの負担限度額を超えた部分が対象となるが、月々で見ると高額療養費の負担限度額に達しないが、月をまたいで長期間で見ると負担が重くなる場合等がある。国においてもその課題を議論しているところであり、その状況を注視したい。</p>
⑪ 無料低額診療事業の院外薬局への適用が国において検討されているが、積極的に国に実施を求めること。院外薬局への県独自の支援制度を創設すること。	<p>無料低額診療事業は、国独自の制度であることから、院外処方における薬代を当該事業に含めることについては、まずは国において、低所得者に対する医療の支援策として社会保障制度全体の見直しの中で検討すべきものと考えており、国への要望及び県独自の支援策は考えていない。</p>
⑫ 産科医療補償制度は利用が少なく、保険料が減額となったが、そもそも補償対象が狭く、分娩時の事故で小児まひになった場合に限定されている。対象拡大を求めること。	<p>産科医療補償制度については、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営を行っており、運営主体において検討いただきたいと考えている。</p>
⑬ 島根県に比べて栄養士の採用が少ないと聞いている。生活習慣病が増えており、県民への食事指導が一層必要となっており、県の栄養士の採用を増やすこと。	<p>健康増進法では、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項につき保健指導を行うのは市町村の役割とされていることから、県の栄養士を増やすことまでは考えていない。</p>
(4) 介護・高齢者施策	
① 介護保険料の2割負担や負担上限額の引き上げ、軽度者に給付している生活援助サービスや福祉用具貸与について原則自己負担化の中止を求めること。	<p>介護を要する高齢者が増加し、今後、介護費用の増大が見込まれる中で、介護保険制度を持続するためには、一定以上の所得のある方から、利用料を負担いただくことはやむを得ないと考えている。</p> <p>なお、高額介護サービス費制度により、自己負担額が一定額を超える場合には、所得に応じて費用の還付があるなど、無条件に2割負担となるものではない。</p> <p>また、介護予防・日常生活支援総合事業において提供される生活支援サービスについても、これま</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>での要支援認定者への生活援助サービスと同様に、利用に応じて一定の自己負担を求めることはやむを得ないと考える。</p> <p>なお、要支援認定者に対する介護予防福祉用具貸与については、従前と変わらず予防給付が支給される。</p>
②介護保険料・利用料軽減のため、県独自の支援を行うこと。	<p>介護保険制度上、低所得高齢者への配慮が制度化されていることから、県独自の支援制度を設ける考えはない。</p>
③40から64歳の介護保険料の引き上げ計画の中止を求めること。	<p>介護保険制度は、国の制度として、第1号被保険者、第2号被保険者（40歳から64歳）、公費負担（国1/2、県1/4、市町村1/4）それぞれの負担割合を法令に定め、それぞれの立場の助け合いによる保険料方式により運営されているものであり、第2号被保険者の保険料は給与比例により毎月の給与や賞与から徴収されている。</p> <p>介護を要する高齢者が増加し、今後介護費用の増大が見込まれる中で、介護保険制度を持続するためには、幅広く、一定の保険料を負担いただくことはやむを得ないと考えており、中止を求めることは考えていない。</p>
④医療介護総合法実施では、要介護3以下の高齢者を特養ホームの入居基準から外さないこと。特養ホームや小規模多機能施設等の施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者と「介護難民」を解消すること。	<p>要介護1、2の高齢者に関しても、認知症や家族による虐待など、在宅生活が困難な事由がある場合は、特例入所として、今後も特別養護老人ホーム入所が可能である。</p> <p>また、特別養護老人ホーム等の施設整備は、介護保険料への影響が大きいため、市町村において介護保険事業計画の中で検討されるものとする。</p> <p>なお、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの建設が進み、自宅で入所を待つ高齢者は減少傾向にある。</p>
⑤要支援者への訪問・通所介護は、これまで通り専門サービスが受けられるようにすること。市町村事業の単価を引き下げないこと。希望者は全員介護認定を受けられるようにすること。	<p>要支援者への介護予防訪問・通所介護サービスが市町村事業となった後も、専門サービスが必要な方は、引き続き専門サービスを受けることができ、市町村事業の単価は、市町村において、地域の実態等を踏まえて定められる。また、これまでどおり要介護認定を希望する方は、認定申請が可能である。</p>
⑥施設居住費や食事代の負担増をやめるよう求めること。	<p>公平性の観点から資産のある方や一定以上の年金を受ける方について、必要な負担を求めるものであり、国への要望は考えていない。</p>
⑦処遇改善加算を上回る介護報酬の引き下げで、事業所閉鎖や、稼働ベット数を減らして対応している事業所が出ている。介護報酬を元に戻し、更なる処遇改善加算を求める事。	<p>今回の介護報酬改定の検証調査（介護職員の処遇改善状況の調査を含む）は、今後、国の社会保障審議会介護給付費分科会の介護事業経営調査委員会において実施されるので、その検証結果を注視していきたいと考えている。</p> <p>なお、職員1人当たり月額1万2千円相当の上積みとなる加算が新設され、処遇改善加算の充実が図られたところであり、事業者がこの新設された加算をできるだけ取得できるよう講習会等を開催するなど県としてサポートしていくための予算を検討中である。</p> <p>・介護報酬処遇改善加算取得対策事業 490千円</p>
⑧介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象とし、手続きのための「認定書」や「申請書」を、各個人に送付し、手続きがしやすいようにすること。	<p>要介護認定と障がい認定は異なる制度であり、判断基準が異なる。</p> <p>介護認定を受けている方であって、障がい者控除の対象相当の方に対しては、各市町村において「障がい者控除対象者認定書」を交付するなど対応されている。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
⑨政府は「サービスつき高齢者住宅」の建設を推進しているが、月15から20万円の負担は重い。低所得・低年金の人も利用できる「軽費老人ホーム」の増設を求めること。	軽費老人ホームについては、現状としてほぼ需要を満たしているため、新規の整備は考えていない。
⑩配食サービスは、最低毎日1回は実施できるよう、実施の助成支援をし、利用者負担軽減をはかること。	配食サービスは、地域の実情に応じて市町村事業として実施されるものであり、県が助成することは考えていない。
⑪住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施すること。	住宅改修費等の介護給付費の支給方法については、保険者である市町村が設定するものであり、県が関与するものとは考えていない。
⑫小規模デイサービス事業所のスプリンクラー設置費用を支援すること。	通所介護事業所は日中のみのサービスであるため、基本的にスプリンクラーの設置が求められていない。 なお、自主事業として宿泊サービスを行う場合は、事業形態に応じ、事業者自らが関係法令に適合した設備を整備すべきものであるため、補助は考えていない。
(5) 子ども・子育て	
①保育料を無料化すること。国の軽減予定（住民税非課税世帯の無料化、多子世帯の第2子半額、第3子無償化）で浮いた財源を活用し、更に保育料軽減を行うこと。中山間地域保育料無償化制度の対象地域や対象児を広げること。	保育料は、保育の実施者である市町村が地域の実情等を勘案して定めるものであるため、保育料の無償化・軽減については、県は市町村と十分に連携して進める必要があるが、保育料の無償化・軽減について、全県で全ての子どもを対象として実施することは、県・市町村ともに相当の財政負担を伴うため困難である。 なお、国の保育料軽減を踏まえた県独自の保育料の軽減策については、当初予算で検討している。 ・保育料無償化等子育て支援事業 495,738千円 ・中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 59,019千円
②保育士の一層の処遇改善を国に求めること。保育時間の長い保育所は幼稚園と同じでなく、保育時間に見合った公定価格を求めることで保育士の処遇改善に結びつけること。県独自の保育士処遇改善のための支援制度を創設すること。5歳児加配を実施すること。乳児保育の保育士加配制度は、私立だけでなく公立も対象にすること。	保育士の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度における処遇改善等加算や職員配置の改善等の「質の向上」がさらに図られるよう、国に対し要望しているところであり、引き続き要望していく。 公定価格の制度設計については、これまでの保育所、幼稚園等の運営実態等を踏まえて統一的に設定されているものであるため、国に対して是正を求めることは考えていない。 独自の保育士処遇改善の支援制度や5歳児加配については、市町村との共通理解が得られていない状況であり、実施は困難である。 なお、本県が国に先んじて取り組んでいる職員加配（1歳児加配、障がい児加配）については、継続して実施することを検討しており、引き続き市町村と連携しながら保育士の雇用環境の整備にも努めていく。 また、乳児保育事業の対象は、一般財源化に伴って国の補助制度を県で引き継いだものであるが、一般財源化される以前から国において公立保育所は対象外として整理されており、また、保育の実施主体である市町村が乳児保育事業の有無に関係なく、見込まれる乳児受入数に必要な職員を計画的に配置していくものであるため、公立保育所を対象に追加することは考えていない。 ・低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 123,023千円

要望項目	左 に対する 対応方針等
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービス多様化促進事業（障がい児保育） 118,077千円 ・保育サービス多様化促進事業（乳児保育） 14,372千円
③3歳未満児のいる保育施設には、看護師又は保健師が配置できるよう、保育士以外に別途人件費支援をすること。	保育所に勤務している看護師又は保健師は、制度上1名に限り保育士とみなすことも可能であり、また各施設において医師との連携も義務づけられていることから、特別な人件費支援は考えていない。
④新制度に移行予定の届出保育施設への運営費補助金は27年度で廃止予定であるが、移行されていない届出保育所があれば制度を継続すること。	届出保育施設等運営費補助金は、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設を対象に助成するもので、平成27年度は、地域型保育事業に移行予定の施設が移行するまでの安定した施設運営を図るため、当該補助金を継続したものである。 移行予定の届出保育施設は、平成28年4月に地域型保育事業に移行するため、来年度以降は、届出保育施設運営費補助金は廃止することとしている。
⑤待機児・保育所不足の解消は、認可保育所より基準の低い小規模保育所ではなく、認可保育所に対応すること。小規模保育所の施設環境や安全対策に特化した施設整備制度をつくること。	各市町村は、子ども・子育て会議での意見や地域の特性、財政事情等も踏まえた上で、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同計画の中で見込まれる教育・保育の必要量の確保策として保育所以外の地域型保育事業や認定こども園を定めており、これらの施設も制度に位置付けられた認可施設であることから、県が一律に認可保育所を確保策にするよう指導することは、適当でないと考えている。 なお、小規模保育事業所の施設環境や安全対策に特化した支援制度については、小規模保育事業所の設備基準が認可保育所の施設基準と大きく変わるものではなく、また、開設時の改修経費の支援等で対応できる部分もあることから県単独で実施する予定はない。
⑥3階以上の保育施設は屋外避難階段を設置すること。	平成26年に国の「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」において慎重に検討され、保育室を4階以上に設置する場合は屋外避難階段の設置のほか、屋外傾斜路などの設置でもよいとされたものであるため、基準の見直しは考えていない。 また、保育所を3階以上とする場合は、耐火建築物であることに加え、壁の仕上げを不燃材料にすること、非常警報設備を設置することなど、一定の要件を設け、安全を確保している。 なお、県内において、3階以上の保育所は存在しない。
⑦学童保育は施設が不足しており、廃止された県の嵩上げ支援を復活させ、施設整備をすすめること。保護者の労働時間に合わせた開設時間とし、土日・長期休業中の開設を保障すること。指導員の処遇改善を県独自に行うこと。	放課後児童クラブの施設整備に係る補助金の平成26年度における単県かさ上げは、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月から円滑に実施できるように、必要な施設整備を前年度の平成26年度中に行っていたために単年度限りで行ったものであり、再度補助金のかさ上げ助成を行うことは考えていない。 土日・長期休業に開設するクラブについては、これまでも国庫補助により加算して補助金を交付しているところであり、市町村が地域のニーズに基づいて実施する土日・長期休業開設を引続き支援していく。 指導員の処遇改善については、単県でも独自に児童の遊びを指導する資格を持つ指導員に対する処遇改善について補助金を交付しており、引き続き支援していく。 ・放課後児童クラブ設置促進事業 83,764千円
⑧18歳までの子どもの医療費を完全無料化、せめてまず	小児特別医療費助成については、市町村との協働により取り組んでいるものであり、現在、助成

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>は段階的に就学前の完全無料化を実施すること。</p>	<p>対象を、平成28年4月以降は、18歳になった最初の年度末までに拡大する準備を進めているところである。</p> <p>また、窓口負担をなくし無料化を進める場合、段階的であっても県及び市町村において相当な財政負担が生じるため、実施は困難である。</p>
<p>⑨子どもの貧困対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護者・学生など当事者の実態や要望を聞くアンケートを実施すること。 ○計画の中に、貧困家庭の削減目標を設定すること。 ○就学援助制度に県が支援すること。 ○児童扶養手当の削減計画の廃止を求めること。 ○学校給食無償化のための、県の支援制度を創設すること。 ○学童保育料の県補助制度の創設、せめて一人親世帯・多子世帯への補助制度を創設すること。 ○高校授業料無償化の復活を求めること。低所得世帯への高校受験料・入学金の支援制度を創設すること。 ○高校通学費の県の補助制度を創設すること。 ○返済不要の給付制奨学金制度を創設すること。県奨学金は返済免除制度の対象を拡充すること。国が検討している所得連動型返済制度は、従来通り返済猶予制度を設けるようもとめること。 	<p>○県、市町村の教育委員会や福祉部局など子どもの貧困対策にかかるそれぞれの部門で、当事者の実態にふれるとともに要望をうかがっており、それにもとづいて必要な施策を実施していくことが重要と考える。</p> <p>現時点でことさらにアンケートを実施することは考えていない。</p> <p>○貧困家庭の削減目標については、国の定義に対応する県内の貧困家庭の把握は困難であり、目標設定になじまない。</p> <p>○就学援助は、法に基づき市町村が行うこととされ、国から必要な地方財政措置がとられているところであり、県において独自に支援する考えはない。</p> <p>○学校給食法により、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費については設置者、学校給食費（食材費）については保護者が負担することとされており、県としては学校給食費への支援制度は考えていない。</p> <p>○市町村の保育料は、国が定める運営費負担金を算出する際の保育料より低い水準に抑えているため軽減措置のニーズがないクラブがある一方で、実務的な課題により軽減できないクラブもあり、県として統一的な軽減制度を設けることは考えていない。</p> <p>○児童扶養手当の削減計画は、平成27年度で終了している。なお、平成28年度は、多子加算額の増額による手当の拡充が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当支給事務 78,643千円 <p>○授業料無償制の所得制限の導入は、奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）や家計急変への支援等、教育費の負担軽減施策と併せて行われたものであり、限られた財源の中で制度を維持するために必要なことと考えている。</p> <p>○また、低所得世帯の生徒に対しては、奨学のための給付金や無利子の奨学金制度も有ることから、高校受験料・入学金の支援制度の創設は考えていない。</p> <p>○県立高等学校においては、就学支援金制度、授業料の減免制度、奨学給付金制度などを設け、高校生を持つ保護者の負担軽減に努めており、通学費の補助制度の創設は考えていない。</p> <p>○学習・教育権の保障は出身地等によって差異が生じないよう公平に取り扱われるべきものであり、本来国において授業料や地方大学のあり方等も含め、総合的に検討されるべきであると考え。</p> <p>このため、給付型奨学金の創設については、これまでも国に対して要望を行ってきたところであり、国における検討の結果、地元企業に就職した学生が借り入れた奨学金の返還を減免する制度が創設されることとなったものである。</p> <p>本県においても、この制度を利用して鳥取県未来人材育成奨学金支援制度を創設したところであ</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>り、現在、平成28年度からの制度の拡充に向けて検討を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県未来人材育成奨学金支援事業 222,009千円 <p>また、医師・看護師等については、本県での就業年数に応じた免除制度を既に設けているところである。今後も国や他県の動きを注視し、必要な対策を検討していきたい。</p> <p>また、所得連動型返済制度に係る返還猶予制度については、平成27年12月に国に要望した際に現在検討中との回答を得ており、今後も機会を捉えて国に要望していきたい。</p>
<p>⑩子どもの権利</p> <p>日本が子どもの権利条約を批准して26年が経過しているが、子どもたちの権利を守る立場に立った施策があまりにも不十分である。諸外国に比べ子どもたちの自己肯定感も将来への希望も持てないような実態となっている。子どもの権利条約にそった権利条項を前提とし、行政による施策と財政の責任、人権侵害からの救済・関係回復のための機関を明記した「子どもの権利条例」を制定すること。</p>	<p>いじめなどの子どもの人権侵害に係る相談については、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」及び「こどもいじめ人権相談窓口」を設け、個々の事案について丁寧に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業 11,919千円
(6) 障がい者	
<p>①就労継続B事業所等の障がい者事業所の工賃は、平均17090円になったとしているが、103事業所中63事業所と約6割はその額に達しておらず、最低工賃は2165円、最低の時給は31円と非常に低い額となっている。障がい者事業所の制度は福祉制度である。障害者差別解消法の合理的配慮として、県独自に賃金助成を行うこと。また食事代が工賃よりも高くなり、利用者が事業所の利用を控え、支援が届かなくなってしまうため、食事代への助成を行うこと。</p>	<p>工賃は、就労系障がい福祉サービス事業所において障がいがある方が製作された物品の販売、サービスの提供等により得られた利益をもとに支給されるもので、基本的には労働の対価として支払われるべきものであるため、工賃を補填するような助成については考えていない。</p> <p>障がいのある方の所得向上については、税金による工賃や賃金の直接的な補填ではなく、全国共通のセーフティネットである障害年金制度、生活保護制度、特別障害者手当制度等の基礎的支援を踏まえながら、各地方公共団体が工賃の向上等に資する事業を実施していくことが望ましいと考える。</p> <p>障害者総合支援法では、利用者が受けたサービスに係る費用のうち、食事の提供に要する費用等については、利用者の障がいの状況や生活の場いかにかわらず必要となる費用の利用者間の負担の均衡を図る観点等から報酬の支給対象から除かれており、利用者負担とされている。これは、介護保険制度や医療費制度でも同様の考え方であり、合理性があることから県が独自に食事代を補助することは考えていない。</p>
<p>②障害者総合支援法は、「障害者自立支援法」廃止運動の中で、障がい者・当事者との「基本合意」に盛り込まれた「応益負担の廃止」や、それに基づく制度の3年ごとの見直しが求められている。</p> <p>○応益負担のしくみを速やかに廃止し、利用料や入院時給食費等の自己負担制度の廃止を求めること。</p> <p>○また家族は含めない本人所得のみの収入認定とすること。</p>	<p>障害者総合支援法については、附則の中で施行後3年を目処として、障害福祉サービスの在り方等について検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされているところだが、昨年末に厚生労働省の社会保障制度審議会障害者部会が報告書を取りまとめ、今後、関係法律の改正や報酬改定等の中で具体的な見直し作業が行われる予定となっている。</p> <p>この部会報告の中に、障害福祉サービスの在り方等について（利用者負担の考え方等）、高齢の障害者に対する支援の在り方、常時介護を有する障害者等に対する支援（GH等障がい者の住まいに関すること等）が含まれているが、当該部会には、各障がい者団体、医療関係、学識経験者、自治体関係者等が参画しており、また、報告書策定にあたっては、各障がい者団体に対するヒヤリングを行い、</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>○同法7条の「介護保険優先の原則」を廃止し、65歳をすぎても障害福祉サービスが利用できるようにすること。</p> <p>○社会保障制度審議会部会が示した、グループホーム利用者の重度者への限定や、現在無料の低所得者の利用料の有料化は中止するよう求めること。</p>	<p>19回にわたって施策全般の見直しに向けた検討が行われたものであり、障害福祉サービスに係る諸課題について一定の方向付けがなされたものであると認識している。</p> <p>今後、具体的な見直し作業が行われる予定になっているが、詳細な情報が入る中で、運用上の問題点や更なる改善を求める事項があると判断した場合は、必要な要望を行っていききたい。</p>
<p>③障がい者県特別医療費助成制度</p> <p>○もとの無料に戻し、低所得者への入院給食費の軽減をはかること。</p> <p>○精神障がい者の対象をせめて2級まで拡大すること。</p> <p>○精神と身体の重複障害も対象とすること。</p> <p>○市町村の助成事業に県が上乘せ支援すること。</p> <p>○通院費を助成対象とすること。市町村助成に県が上乘せ支援すること。</p>	<p>○特別医療対象者（障がい者）の一部負担金は、特別医療費助成制度が安定し、持続可能な制度となるよう、平成20年4月に導入されたものであり、導入にあたっては市町村民税「本人」非課税者に係る一部負担金の月額負担上限額を通常の助成対象者の半額に軽減し、低所得者に対して既に一定の配慮を行っているため、これ以上の負担軽減は考えていない。</p> <p>・特別医療費助成事業 1,580,474千円</p> <p>○障がい者に係る特別医療費助成制度については、重度の方の健康の保持及び生活の安定を支援するために制度化しているものであることから、対象者の拡大は考えていない。（身体障害者手帳であれば1～2級、療育手帳であればA判定、精神障害者手帳であれば1級の方を対象としている。）</p> <p>なお、療育手帳Bのうち、IQ50以下で身体障害者手帳3～4級所持者については、障がい重複しており、総合的には重度と考えられることから助成の対象としている。</p> <p>○特別医療費助成制度は、身体、知的、精神それぞれの重度障がいの方を対象として創設したものであるが、現在市町村が実施する医療費助成制度も考慮すれば、重度障がい以外の方への一定の支援が行われているため、助成対象範囲の拡大は考えていない。</p> <p>○市町村の方で重度障がい者以外の方に対する単独助成が行われているが、上記理由により県での支援は考えていない。</p> <p>○交通支援制度の充実については、まずは障がい者施策の実施主体である市町村において検討すべきであると考えます。</p>
<p>④西部以外の東部、中部にも、障がい児が生まれてからの一環した療育体制と入所・通所施設を整備すること。</p>	<p>障がい児への一貫した支援については、県立療育機関だけではなく、地域の支援事業者や医療・教育との連携が重要であり、今後も、当事者や保護者、関係機関の意見を踏まえながら、療育体制の充実に努めていききたい。</p> <p>なお、どんなに重い障がいがあっても地域で生活できる社会の実現を目指しており、今以上に入所施設を整備することは考えていない。</p>
<p>⑤県医療型ショートステイで実施しているように、通常の入院時にも病院内でヘルパーが活用できる制度を構築すること。</p>	<p>障害者総合支援法施行3年後の見直しの中で、検討されている内容であり、今後の動向を注視したいと考えている。</p>
<p>⑥精神障がい者は対象外のJR運賃の割引制度の改善を求め、実現のため、バスのように県が運賃支援をすること。制度から排除されているてんかん患者を運賃割引の対象と</p>	<p>JR運賃の割引制度は、身体障がい者及び知的障がい者の方が対象とされており、その適用範囲の拡大については、その利用状況等を踏まえJRが検討されるものと考えますが、ご意見はJRにお伝えしたい。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>するよう求めること。</p>	
<p>⑦障がい者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定権を尊重し、社会参加を保障する「手話言語法」や「情報コミュニケーション法」の制定を引き続き求めること。身体障害者手帳を持たない聴覚障害者など、必要とする全ての人に手話通訳や要約筆記の派遣が受けられるようにすること。県の手話通訳者の派遣単価が他県に比べて高いことは手話通訳者の身分を保障するうえでよい事であるが、利用する団体、特に頻繁に利用する福祉団体は財政力も乏しく負担が重い。結果登録されている手話通訳者の派遣ではなく、手話ボランティア団体に派遣要請がかかり、結局派遣費用がもらえない場合が出ている。派遣費用の助成、特に福祉団体は無料となるよう助成すること。</p>	<p>「手話言語法（仮称）」や「情報コミュニケーション法（仮称）」の制定については国に対して従前から求めており、今後も引き続き、法制化を要望していきたい。</p> <p>聴覚障がい者個人向けの手話通訳者、要約筆記者の派遣は市町村で実施しているため、身体障害者手帳を持たない方からの派遣への対応については、市町村が判断されるべきものと考えている。</p> <p>手話言語条例制定に伴って、手話通訳者の処遇改善を図るため、平成26年度から派遣単価／時間を2千円から3千円に引き上げているが、一方で、手話通訳者を2名以上派遣する場合には1名分を県費で負担することにより、派遣依頼団体の負担軽減を図っている。今後も現在の負担軽減措置を継続する予定であるが、関係団体の意見を聞きながら、必要な支援策を検討していきたい。</p> <p>・手話でコミュニケーション事業（手話通訳者設置・派遣事業） 33,607千円</p>
<p>【中小企業・雇用対策】</p>	
<p>(1) 生涯ハケンにつながる改定派遣労働法の実施凍結と廃止を求めること。欧米のように有期雇用は一時的・臨時的で合理的理由がある場合に限定し、正社員との均等待遇を保障し、正社員が当たり前となる法改正を求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、正社員と非正規社員との賃金格差の是正を目的とした「同一労働同一賃金推進法」が平成27年9月18日から施行されたところであり、国の今後の取組を注視していきたい。</p>
<p>(2) 「同一労働同一賃金」の徹底で、男女の賃金差別の解消を図るよう求めること。</p>	<p>正社員と非正規社員との賃金格差の是正を目的とした「同一労働同一賃金推進法」が平成27年9月18日から施行されたところであり、国の今後の取組を注視していきたい。</p>
<p>(3) 失業給付期間の延長、給付水準の引き上げ、支給要件の加入期間の短縮、退職理由による給付差別をなくすなど、失業者対策の抜本的改善を求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。</p>
<p>(4) 長時間労働の是正（残業は年間360時間の厚労大臣告示の法制化、36協定の「特別条項」の廃止、残業割り増し率を25%から50%へ、深夜・休日は100%へ、連続休息時間11時間確保）、労働条件の情報公開を求め、これらを盛り込んだブラック企業規正法の制定を求めること。また県ブラック企業規制条例を制定すること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、ブラック企業の排除等を目的とした「青少年の雇用の促進等に関する法律」が平成27年10月1日から施行されたところであり、国の今後の取組を注視していきたい。</p>
<p>(5) 悪質な企業名を公表し、不払い残業代を2倍とする、「サービス残業根絶法」制定を求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、ブラック企業の排除等を目的とした「青少年の雇用の促進等に関する法律」が平成27年10月1日から施行されたところであり、国の今後の取組を注視していきたい。</p>
<p>(6) 「整理解雇4要件」（人員削減の必要性、解雇撤回努</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、</p>

要望項目	左に対する対応方針等
力義務、人選の合理性、解雇手続きの妥当性)は裁判の判例に留まっている。これを明文化した「解雇規正法」を制定し、一方的な解雇を規制し雇用を守ること。	また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。
(7) 事業所の閉鎖・移転、縮小の際に自治体と協議する仕組み「リストラアセスメント制度」の創設を求めること。または県条例を制定すること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。
(8) 有給休暇は、現行最低10日を欧米並みの20日とし、有給の傷病・看護休暇制度、子ども休暇制度の創設を求め、県独自の支援制度も創設すること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されているところであり、また議論されるべき項目であるが、現時点ではその内容が不明なため、国の今後の対応を注視していきたい。
(9) 企業立地補助金制度は、労働者による告発も調査対象とし、労働法違反や過重労働を強いるブラック企業から補助金返還させるルールを確立すること。事業継続努力義務期間の雇用状況や離職状況を公開すること。	鳥取県企業立地等事業助成条例において、事業認定後に故意又は重大な過失による法令違反があると認めた場合には、認定を取り消すことができることとしている。なお、労働基準法への違反に関わるような事案については、労働基準監督署が指導・監督及び法令違反等の判断を行うこととなっており、県独自に調査を行い判断できる権限は有していない。 また、雇用状況などの個別の企業情報については、画一的に公開することは考えていない。
(10) 雇用調整助成金の減額中止を求めること。	雇用調整助成金は、平成25年度に休業手当等に係る助成率の変更(中小企業の場合は4/5から2/3へ)や教育訓練助成額の変更(中小企業の場合は6,000円から3,000円へ)、支給限度日数の変更(3年間で300日から100日へ)等が行われたところであり、国の今後の対応を注視していく。
(11) 中小企業への支援とセットで全国一律最低賃金1000円以上となるよう求めること。	国(厚生労働省)において中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金制度が設けられており、事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業等に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成している。 また、最低賃金法に基づく最低賃金の決定は厚生労働省及び労働局の専権事項であり、要望があったことについては労働局に伝える。
(12) 県産業振興条例は、誘致企業や県外本社の企業とは分けて、地元中小企業への振興、特に小企業基本法にのっとった従業員5人以下への振興を明記し、対応する施策を充実させること。	鳥取県産業振興条例では、県の産業支援施策や公共発注を行う場合に、県内に本店を有する事業者とその他の事業者を区分して配慮することを定めている。 また、小規模事業者については、条例制定時に企業規模や産業分野に応じて細分化すべきではないことを県議会で議論の上制定されたものであり、この考え方に変わりはない。 なお、小規模事業者への支援に関しては、県独自の経営革新支援制度の創設、県制度融資の拡充、商工団体の経営支援体制の強化など、継続的に支援の充実に取り組んでいる。
(13) 小規模事業登録制度を復活させること。現在、随意契約の小規模事業も、県建設工事入札参加資格者登録制度の登録者を対象としているが、ハードルが高く利用できない事業者もある。	総務部が発注する県庁舎修繕及び鳥取市内の職員宿舎施設修繕においては、従来、小規模修繕事業希望者登録制度を設け実施していたが、既存の鳥取県建設工事入札参加資格者登録制度との合理性、公平性を考慮した結果、平成21年8月末に廃止し、現在は、鳥取県建設工事入札参加資格者登録制度を利用して発注している。随意契約で行う小規模な修繕、工事であっても公正性の観点から入札参加資格者の中から業者選定することを原則としており、今後もこの方針により実施する。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(14) 建設業では、4人未満の社会保険は任意加入であるにもかかわらず、親企業から未加入の場合仕事を出さないという事例がまだにある。ペナルティーを設定するなどして指導を徹底すること。</p>	<p>社会保険の適用除外事業所が国民健康保険等の適切な保険制度に加入していれば、改めて社会保険に加入し直す必要はないことについて、平成26年1月に県内建設業者に周知した。平成27年3月に制定した「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」にも改めて注意事項として規定し、これを契約図書に位置付け注意喚起している。</p>
<p>(15) 公契約条例を制定し、官制ワーキングプアをなくすこと。</p>	<p>公契約条例の制定については、最低賃金法等の労働法制との整合性などについての問題点があり、むしろ国が法律によって制度化すべきものであり、国で制度設計をきちんとしていただくことが適当と考えている。</p> <p>また、平成21年には県議会において公契約法の制定を国に求める意見書を提出されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き国や他の地方自治体の動向を注視していきたい。</p>
<p>(16) 県経済振興を目的に、県産材利用以外の住宅リフォーム助成制度を創設すること。</p>	<p>住宅の改修等に対する支援は、明確かつ具体的な政策目的に基づき行うことが必要である。（「とっとり住まいる支援事業」は県産材の活用促進を目的とした住宅リフォーム助成）</p> <p>一部市町村では、地域の実情に応じた独自のリフォーム助成を実施しており、今後、政策目的に沿ったものであれば市町村と連携した制度の創設を検討する。</p> <p>なお、「とっとり住まいる支援事業」の事業規模は全国最大となっており、その経済波及効果は大きいと考える。</p> <p>・とっとり住まいる支援事業 434,850千円</p>
<p>(17) 「地域金融活性化条例」を制定し、金融の公共性の発揮と円滑な資金供給に関する、自治体、金融機関の責務を明らかにすること。</p>	<p>金融機関の検査・監督は、国（金融庁）の専権事項であり、県として条例制定する考えはない。</p>
<p>(18) 県信用保証協会の保証料率が銀行の金利より高く負担であるとの声が出ている。保証料率負担の引き下げ、せめて銀行の金利より低くなるよう設定すること。</p>	<p>信用保証協会の保証料については、県制度融資では、資金の種別に応じて負担軽減を図っている。さらに平成25年度の経済対策以降、小規模事業者融資や創業支援資金などについては、さらに保証料を引き下げ、一層の負担軽減を図っているところである。</p> <p>なお、保証料は本来、利用者が負担すべき債務保証に対する対価であり、金利と比較すべきものではないと考える。</p> <p>・信用保証料負担軽減補助金 289,664千円</p>
<p>(19) 少額（50万円から100万円程度）・迅速（申し込みから3営業日以内）・簡易（低所得でも借りられる）な運転資金融資を創設すること。</p>	<p>県制度融資は、信用力の乏しい中小企業者等に対して、信用保証制度を活用しながら、長期・低利の資金調達の円滑化を支援するものであり、金融審査に一定の期間を要することから、迅速・簡易な手続きによることは困難である。なお、各金融機関や信用保証協会においては、迅速・簡易なカードローンなどの金融商品も用意されているところである。</p> <p>また、県の制度融資においては、規模（原則、従業員20人以下）のみを要件とした小規模事業者融資制度を拡充し、利用しやすい資金として多くの利用をいただいているところである。</p> <p>・鳥取県企業自立サポート事業（制度金融費） 760,571千円</p>
<p>【TPP・農業】</p>	
<p>(1) TPPは大筋合意と言われているが、国会決議の検証も、調印締結も条約批准もまだ行われていない。食料主</p>	<p>TPP協定を批准すべきか否かは国益全体を考えながら国会で慎重に議論すべきものであり、県としては、国会決議の趣旨を踏まえ、引き続き国内農林水産業の再生産を可能にする対策を講じるよう</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>権・経済主権を脅かし、地域経済に大打撃となるTPP参加に反対すること。各県単位で説明会を開くとのことだがいまだに行われてない。関係者の意見を聞く形での説明会を、各県単位、また農協単位、影響が懸念されている畜産関係などで行うよう求めること。</p>	<p>国に求めていく。 また、国主催によるTPP鳥取県説明会（倉吉市内）が1月25日に開催されたところであり、今後地区別、分野別での説明会についても、生産団体等の要望を踏まえ国に開催を働きかけていく。</p>
<p>(2) 米価暴落の打撃はいまだ癒えていない。国は生産調整とコメの所得保障制度を今年度で終了させようとしているが、主食用米に対する国の調整機能や生産維持は引き続き必要である。所得保障制度継続と保障価格を元に戻すよう求めること。また米価に過去3年の生産コストの平均と差額を補填する「不足払い制度」の創設を求めること。また県独自の米価補填制度を創設すること。</p>	<p>米価の安定化のためには適切な米の需給調整が不可欠であるため、国の責務として取り組むよう継続して要望している。また、所得補償、価格補償については国として対策を実施すべきもので、現在、収入保険制度の検討が進められているため、県としては生産コスト等の地域性を考慮した仕組みとするよう要望している。なお、県独自の米価補填制度を創設することは考えていない。</p>
<p>(3) 世界で米が不足しているときに、ミニマムアクセス米の輸入は食料不足を加速させるものであり廃止を求めること。輸入機会の提供であって輸入義務ではない。</p>	<p>ミニマムアクセス米は自由貿易拡大の流れの中で設定されているものであり、廃止を求めることは考えていない。なお、食料不足に陥っている開発途上国に対しては、日本も要請に応じた支援を行っている。</p>
<p>(4) 農地法改定で、農外企業の農地利用に道が開かれたが、もうけ第一の株式会社の進出は優良農地で成り立っている農家や集落営農と競合し、追い出すことになりかねない。また儲けに左右され安定した農地の維持ができるか疑問である。株式会社の農地所有や農業生産法人のさらなる要件緩和に厳しく反対すること。</p>	<p>国は、更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについて、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討しており、状況を注視していきたい。</p>
<p>(5) 安心して農業生産に取り組み、農村に暮らし続けるための条件は、安定した農業所得である。農産物の価格保障を中心に所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする制度を国に求めると同時に、県制度を創設すること。</p>	<p>農産物の価格補償、所得補償に対しては、現在、国において収入保険制度の検討が進められているところである。県としても生産コスト等の地域性を考慮した仕組みとするよう要望しており、県独自の制度を創設することは考えていない。</p>
<p>(6) 多面的機能支払い制度は、実務担当者が見つからないなど、制度利用継続の負担と不安の声が出ている。更に生産現場の声を聞き、全ての地域で取り組める制度となるよう制度改善を求めること。</p>	<p>多面的機能支払については、複数集落での組織広域化を進め、会計事務の県土連等への外部委託を推進している。</p>
<p>(7) 自給率の極端に低い、麦・大豆の増産は急務であり、土地条件の改良や栽培技術・品種の改善、加工・流通への支援等をあわせて、麦・大豆に生産費と販売価格の差額補填する交付金制度を復活・充実させること。学校給食等をはじめ需要拡大をはかること。</p>	<p>麦・大豆については、現行の水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等による支援があり、国にも制度の継続を要望しているところである。安定生産に向けた栽培技術、新品種の検討については、農業改良普及所、農業試験場を中心に取り組んでいるところである。 また、実需者との結びつきによる需要拡大の取組を支援していきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(8) 輸入飼料に依存し、大規模化に偏重した畜産政策を見直し、飼料の地産地消をはじめ、地域循環型の畜産経営となるよう支援を強化すること。</p>	<p>飼料用米の利用拡大や自給飼料の生産拡大について引き続き支援していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米利用拡大推進事業 3, 360千円 ・経営所得安定対策等推進事業 90, 000千円
<p>(9) 加工原料乳は、生産費を基準とする不足払い制度を創設し、対象品目を拡大すること。</p>	<p>平成26年度からはチーズが平成28年度からは生クリームが当制度に加わったことから、県内での対象品目は拡大された。</p>
<p>(10) 肉用子牛給付金や牛・豚肉の価格・経営安定対策は、単価や補填水準を引き上げ、再生産可能となるよう改善・充実すること。生産費算定基礎の中に、導入・出荷に係る輸送費用等を経費として盛り込むこと。</p>	<p>肉用子牛生産者補給金や牛・豚肉の価格・経営安定対策の改善については、国に要望し、補填割合の引き上げ(8割→9割)の方針が示された。輸送費については、生産費の算定基礎に盛り込むことは考えていない。</p>
<p>(11) 生乳の国内需要に影響を与えないよう、乳製品のカルレントアクセスの輸入の規制を求めること。</p>	<p>国内生産量は減少傾向でバター等を追加輸入している状況であり、需要に影響が出ないように取り組まれている。</p>
<p>(12) 野菜価格安定制度の対象品目や産地を拡大し、補償基準価格を引き上げること。</p>	<p>国の野菜価格安定事業において、平成26年度から指定産地の面積要件の緩和、対象出荷期間の延長、重要特定野菜の品目追加、平成27年度には過去の価格実績に併せた保証基準額の見直しが実施されたところであり、今後も動向を注視したい。</p> <p>なお、国の野菜価格安定事業の要件に満たない対象品目や産地についても、単県事業で引き続き支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜価格安定対策事業 46, 603千円
<p>(13) 梨の価格補償制度を創設すること。</p>	<p>国において収入保険制度の導入を検討しているので、動向を注視したい。</p>
<p>(14) 災害補償制度・共済制度は、全ての農家を対象となるようにすること。そのため加入率の低い果樹の掛け金への県支援を行うこと。</p>	<p>農業共済については、気象災害等に伴う収入減への自己防衛策として、農家自らの判断で加入することが基本であり、全ての農家が対象とはならない。また、県が掛金を支援することは考えていない。</p>
<p>(15) 新規就農者支援や6次産業化など農業改良普及員の役割は増大している。増員すること。</p>	<p>新規就農者や6次産業化支援のため、平成24年度から各農業改良普及所内に総合支援班を設置している。農業関係職員の人数も限られており、農業改良普及所職員の増員は困難である。今後、コーディネート能力の向上等、農業改良普及員の資質につながる研修を強化するほか、組織体制見直しも継続的に進めながら、普及体制の強化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県農業改良普及事業 66, 354千円
<p>(16) 検査対象は月齢48ヶ月超ではなく、BSE全頭検査を復活させること。</p>	<p>国が最新の科学的知見に基づき安全性を評価して定めた検査対象月齢である48月齢超を妥当と判断し、平成25年7月1日から検査対象の見直しを行っている。</p> <p>全国の自治体でも一斉に全頭検査を見直しており、全頭検査の必要性はないと考える。</p>
<p>(17) 有機農業の普及のため、特別栽培とは別に目標値をもうけ、農業大学校での有機農業の専門科の設定、生産への所得支援を行うこと。</p>	<p>農薬や化学肥料削減という同一の目標に向けて、有機農産物・特別栽培農産物を一括して栽培面積1,500ha(H30)を目標とし、生産・販売等の取組支援を行っており、有機農業のみの目標設定や県独自の所得支援は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機・特別栽培農産物等総合支援事業 4, 549千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>(18) 学校給食の地産地費を推進するため、食材費補填をすること。保育所の3歳以上児の米飯が提供できるよう支援すること。県立施設や、民間福祉施設、外食産業等で、地元食材の提供を推進するよう施策を講じること。</p>	<p>また、農業大学校では現在、有機農業の専門科は設置せず、一般に有機栽培の取組がある野菜と作物（水稲等の水田作物）の両コース内において有機栽培の実習も実施しているところである。</p> <p>市町村等が実施する学校給食への県産食材提供体制の整備等を支援するとともに、県産米を使用した米飯給食等を支援する事業を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食のみやこ鳥取県推進事業（発見・体験「食のみやこ」推進事業） （学校給食等食材供給システム化促進事業） 450千円 ・食のみやこ鳥取米消費拡大事業（ごはんを食べよう学校給食支援事業） 308千円 <p>県立施設の地元食材等の利用状況の調査を行うとともに、関係機関からの要望を踏まえ生産側とのマッチングを図っていく。</p> <p>また、民間福祉施設においては、各施設の運営基準を定めた県条例施行規則において、食事の提供に県産品・県内加工品の食材利用に努めることを規定するとともに、施設監査等においても指導助言を行っている。</p> <p>外食産業においては、「食のみやこ鳥取県」推進サポーター登録等により、地元食材の販売促進等の働きかけを行っている。</p> <p>なお、保育所における3歳以上児の主食費（米飯代）は、受益者負担が原則であることから、県が支援することは考えていない。</p>
<p>【公共事業・交通・警察】</p>	
<p>(1) 境港竹内南新規貨客船ターミナルの建設は中止すること。</p>	<p>現在、我が国唯一の国際定期貨客船であるDBSクルーズは、仮設の旅客ターミナルを利用し、また大型クルーズ船はチップ船や原木船などを取扱う昭和南岸壁に係留せざるを得ない状況であり、現在、利用調整により入港受け入れが限界となっていると共に、木皮の臭いや景観について船社・旅行会社からの苦情も多い。</p> <p>一方、平成32年就航を目指す国内RORO船にも対応したターミナルとして、また、太平洋側等の大規模地震が発生した場合の代替機能、防災拠点として、物流・人流の拡大に、複合的に対応可能な多機能の貨客船ターミナル整備が必要である。</p>
<p>(2) DBSクルーズ貨客船や、ソウル便への財政支援は中止し、運行の自立を図ること。新たに香港定期便に財政支援はやめること。</p>	<p>[DBSクルーズ] 環日本海定期貨客船航路は、就航以来6年間、定期・定時運航を継続し、地域経済の発展を支える重要なインフラとなっている。一昨年のセウォル号の事故、昨年6月のMERSの影響により乗客数はセウォル号の事故以前の2013年6月比で4割減となっていたものの、現在は回復している。ただし、政治経済上の動きや自然災害などの影響もあることから、観光や地域経済のさらなる発展につなげていくためには、航路運航の維持・安定化のための支援が引き続き必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環日本海圏航路就航奨励事業 37,100千円 ・環日本海定期貨客船航路利用促進費 4,600千円 <p>[ソウル便]</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
	<p>米子ソウル便については、山陰と北東アジアを結ぶ唯一の定期航空路であり、H27年は、就航以来過去最高の搭乗者数、過去3番目の搭乗率を記録し、韓国で鳥取が「観光地」として認知され、また、航空路が交流や観光の重要な基盤となっていると言える。</p> <p>このように一定の効果が出ているが、政治経済上の動きや自然災害などの影響もあることから、引き続き島根県とも連携を図りながら官民協働で利用促進に努め、路線自立を目指していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子空港国際定期航路利用促進対策費 81,203千円 <p>[香港便]</p> <p>平成27年10月に策定した鳥取県元気づくり総合戦略において、目指す5年後の姿として「国際リゾート鳥取」を掲げ、交流人口を増加させ、地域の活性化を図ろうとしている中、新たな国際定期便の誘致は必要であり、航空路線の安定化を図るために必要な経費は支援していく。</p> <p>また、米子香港便については世界に広がる「TOTTORI」の新たな玄関口となることが期待される。この香港との定期便により、地域経済の活性化や本県の交流範囲の広がりが見込まれることから、路線の安定運航に向けて官民協働で利用促進に努めていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際定期便誘致事業 70,000千円 ・【2月補正】海外新規重点市場メディアプロモーション事業（香港市場での取組） 2,000千円
<p>(3) 高規格道路の倉吉北条湯原道路、江府三次道路の建設は凍結し、住民意見を聴取し、必要性を再検証すること。</p>	<p>地域高規格道路である北条湯原道路及び江府三次道路については、交流促進、産業振興など地域振興に資する道路であることから、関係者の意見を聞きながら早期整備に取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】 地域高規格道路整備事業 1,020,000千円 ・地域高規格道路整備事業 733,000千円
<p>(4) 河原インター線横の福和田集落入り口に信号機を設置し、減速表示もすること。</p>	<p>信号機の設置要望箇所については、引き続き現地の交通状況等を見ながら必要性を検討する。減速表示については、道路管理者がスピードの出やすい西進車線において、減速マーク及び速度抑制標示を設置している。</p>
<p>(5) 警察嘱託警察犬には、指導手に対する謝金や、持ち主に対する出動軽費、会議旅費等が支給されているが、警察犬の維持には経費がかかる。他の11県で実施されているように、別途、飼育謝金・奨励金や訓練奨励費を新設すること。</p>	<p>嘱託警察犬の指導手・所有者に対する謝金等のあり方について、他県の運用状況等の情報を収集しながら検討する。</p>
<p>(6) 成人式の際、会場の県民文化会館近くのバス停付近を占拠し、暴れている者がいた。今回警察が対応し、注意はしたものの、徹底した対応がなされず、パトカーが周辺を回っていたが、のっていた警察官がニヤニヤしながら周辺を見ているだけで適切な指導がなされなかった。その上、</p>	<p>成人式が平穩に挙行されるとともに、会場周辺の秩序が保たれるよう、事前に主催者と連携を図り、適切に対処していく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
妨害されて駐車できなかった、新成人を送りに来た家族の車を警察が注意するなど、弱いものには注意するが、妨害者には不十分な対応であった。対応の改善をはかること。	
【教育】	
(1) 35人以下学級を国の責任で実施するよう求めること。鳥取県は30人以下学級の実施を追求すること。	<p>国に対して、本年度も10月に少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など、少人数教育推進について要望したところである。</p> <p>また、本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施してきたところである。拡充した少人数学級の成果や課題、また適切な学級規模等の検証が必要であり、現在のところ30人学級へさらに拡充することは考えていない。</p>
(2) 定数内教職員は、臨時的任用ではなく正規とすること。時間勤務の非常勤が増えているが、小中学校も含めて交通費を支給し、学校教育活動全体に参加できる勤務時間・実態となるよう改善すること。	<p>教員採用候補者選考試験における採用予定数については、退職者数や児童生徒数の推計を基にした学級数、学校統廃合の予定などを勘案しながら必要数を算出している。今後の必要教員数の変動及び年度中途の学級数の変動等への対応などに鑑み、学校現場への影響等を考えた場合、一定数の定数内講師の配置は、定数管理上やむを得ないものと考えている。</p> <p>非常勤講師の待遇については、条例・規則等に従って現行どおり扱っていきたい。</p>
(3) 土曜授業は学校現場から不満の声も出ており、押し付けないこと。	<p>県では、子どもたちの土曜日における教育活動の充実を図るため、土曜授業等を主体的に取り組みもうとする市町村を支援している。あわせて、連絡協議会等を実施して取組の成果と課題の共有を行うとともに、県民への情報提供を行うこととしている。</p> <p>土曜日を活用した教育活動は、休日ならではの体験や専門家からの直接指導などにより、生徒の学習に対する興味、関心、意欲が向上し、学びを深化させる機会となっているとともに、地域への愛着、ボランティア活動への関心等、社会への主体的な参画意識を向上させる機会となっていることなどから、「土曜授業」という形にこだわらず、今後も充実させていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜授業等実施支援事業 18,521千円 ・県立高校土曜授業等実施事業 6,000千円
(4) 競争教育を助長する全国一斉学力テストの中止を求め、結果の公表はやめること。	<p>文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを大きな目的としている。</p> <p>県教育委員会としては、県内の児童生徒の学力・学習状況が適切に把握でき、質問紙調査などによる学力の向上に役立つ基礎データが得られる調査と考えており、今後もその活用を図っていききたいと考えている。</p> <p>このため、国に対して調査の中止等を求める考えはない。</p>
(5) いじめ不登校対策として、いつでも相談できるよう、スクールカウンセラーは全小中学校に配置すること。(現在は、小中学校兼務で、時間外勤務もあると聞いている)	<p>現在、スクールカウンセラーをすべての市町村立中学校に配置し、校区小学校の相談にもあたっており、すべての学校の相談に対応できる体制を整えている。</p> <p>スクールカウンセラーは、学校における教育相談の機能の充実を図ることを目的に配置しており、</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>学校における児童生徒、保護者からの相談は、まず教職員が対応していることから、現在の配置を継続していく。</p> <p>・不登校対策事業 12,877千円</p>
<p>(6) 国立大学の運営費交付金の削減と学費値上げの中止を求めること。</p>	<p>国立大の運営については、国立大学運営費交付金の適正な算定などを通じ、国の責任が果たされる必要があると考えている。このため、国立大学運営費交付金の増額などの支援の充実について今年度から文部科学省に要望しており、今後も引き続き要望していく。</p> <p>なお、平成27年10月26日開催の財政制度等審議会では、「運営交付金を今後15年間で毎年1%減少していくことが必要」との提案を行っているが、当該提案に対して一般社団法人国立大学協会、中央教育審議会、各国立大学など多数の反対声明等が行われている。</p>
<p>(7) 美術館建設を導き出した県立博物館あり方検討委員会の結論は、経費負担の比較検討もなく、わずかなアンケート回収で住民合意があったとはいえない。美術館建設ありきの現在の議論を白紙撤回すること。県民の深刻な暮らしの実態からすると、建設費用だけで約70億円～100億円と莫大な経費がかかると試算されている美術館建設は中止すること。博物館は、効率化を追求する独立行政法人や指定管理者制度ではなく、直営で行うこと。</p>	<p>博物館現状・課題検討委員会は、鳥取県立博物館が抱える様々な課題へのハード面での対応策として、現在同館にある自然、歴史、美術の3分野のうち、いずれか一分野を移転・独立させ、現施設は残る二分野のための施設として改修する方向で検討するよう提言された。これを受け県教育委員会としては、どんな施設を作るのかももう少し限定しなければ、経費面等を含め具体的に検討するのは難しいと考え、回収数は多くはないが県民世論の大勢は反映していると思われるアンケート結果や同委員会で整理された各分野を移転する場合のメリット・デメリット等を総合的に勘案して、最も適当と判断した美術館を独立させる場合について、コンセプトや機能、施設設備や規模、そして財政負担や立地場所などの基本的な事項を整理し、県民や議会にお示しして、その是非を判断していただくということで、現在、美術館整備の基本構想について検討を進めている。</p> <p>現時点では美術館の建設を決めている訳ではなく、新しい美術館の予想される姿を、経費面等も含めて皆様にしっかり提示し、県民合意を形成するために、県民の皆様への説明や議論を重ねているところである。</p> <p>なお、博物館だから効率化をしないで良いとは考えていない。効率性等にも配慮しつつ、美術館や博物館の運営について地方独立行政法人や指定管理者制度、そして直営も含めて様々な手法を検討し、公共施設としての目的や使命を果たす上で最も適切な体制を構築するよう努力していく。</p> <p>・美術館整備基本構想策定事業 9,558千円</p>
<p>(8) 小中学校での耐震化の促進、とくに天井材、内外装材、照明器具、窓ガラスなどの非構造部材への対策を実施すること。</p>	<p>小中学校における非構造部材を含めた耐震化については、所管する市町村において実施されるべきと考える。</p>
【障害児教育・特別支援教育】	
<p>(1) 鳥取養護学校で、医療的ケア記録用紙（連絡ノート）が1年で廃棄されていることがわかった。連絡ノートも大切な記録であり、廃棄ではなく、保護者に返還すること。また医療行為実施記録が誤廃棄され、文書管理担当者が一覧表と突き合わせず処分していたことが明らかとなった。</p>	<p>医療的ケアに関する文書の管理方法については、「特別支援学校における医療的ケア運営協議会」等を通じて専門家の意見を聞きながら、適切な方法を検討していく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
全くズサンな管理であり、再発防止を徹底すること。	
<p>(2) 小中学校の特別支援学級の学級定員は7名から6名にすること。現在3学年にまたがると非常勤を配置しているが2学年でも配置すること。特別支援学校の単一障害学級を6名から5名にすること。</p>	<p>公立小・中学校の特別支援学級の学級編制基準については、鳥取県では国の基準である1学級あたりの児童・生徒数8人を独自に引き下げ、7人としているところである。また、3以上の学年で構成されている特別支援学級を有する学校に対して、独自に非常勤講師を配置し、児童生徒の学習の充実を図っているところであり、更なる学級編制基準の引き下げ及び2学年での非常勤配置については考えていない。</p> <p>特別支援学校においては、国の学級編制基準に準じているが、指導にあたっては、チームティーチングなど1学級複数の教員で指導・支援を行っている状況であり、編制基準の引き下げについては考えていない。</p>
<p>(3) 通級指導教室が特に中学校で不足している。中でも鳥取市は現在でも対象者が多く、需給調査票の中で教員の増員を県に要望しているが実現していない。現在県は、国庫負担の加配の枠で増員を要望・検討しているとのことだが、実現しなかった場合、単県でも増員すること。通級の移動を保護者が行っているが、仕事を休めない場合通うことも困難である。交通手段や経費は行政が負担すること。診断書がなくても入級できるよう市町村を指導すること。</p>	<p>通級指導教室については、市町村からの要望を踏まえ、国の加配を活用して順次設置を進めている。当初は希望が多かった小学校への設置を進め、さらに中学校への希望も踏まえ、平成23年度からは中学校にも設置している。今後も市町村からの要望を踏まえて、国へ増員等の要求をしていく。</p> <p>他校で通級による指導を受ける場合、通学に要する交通費は「特別支援教育就学奨励費」の対象となっており、市町村教育委員会への周知を図っているところである。</p> <p>また、診断書の有無については、各市町村教育委員会において判断するものであるが、教育審議会の答申において「教育的ニーズのある児童生徒が円滑に利用できるよう、早急な改善が必要である」とされており、診断書を求めることが希望者にとってハードルにならないよう、各市町村教育委員会に検討を促している。</p>
<p>(4) 鳥取盲学校が東部しかなく、小学生から東部の寄宿舎に入るのは精神的にも負担が重い。西部にも盲学校をつくること。</p>	<p>通学が困難な児童生徒のために、寄宿舎を設置し、運営のために必要な人員を配置しているところであり、西部に盲学校を設置することは考えていない。なお、皆生養護学校内に「西部地区視覚障がい教育支援センターきらら」を設置して、視覚障がいや見え方などに関する相談支援を行っているところである。</p>
<p>(5) 特別支援学校、盲ろう養護学校などは、専門性の高い教職員を配置すること。</p>	<p>これまでも児童生徒の状況などを踏まえた教員配置を行っているところである。</p> <p>また、大学等へ長期研修派遣を行うなどして、教員の専門性の向上を図っている。</p>
<p>【原発・エネルギー・災害対策】</p>	
<p>(1) 島根原発2号機の再稼働中止、1号機、3号機もふくめて廃炉を決断するよう求めること。</p>	<p>再稼働等については、国に対し、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと、また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明することを要望している。</p> <p>※平成27年(12月17日、7月13日、6月4日、3月19日、2月10日、1月9日)、平成26年(11月20日、7月28日、7月9日)、平成25年(12月18日・19日ほか)</p>
<p>(2) 中国電力との安全協定は、最低でも「立地県」である島根県と同等のものとなるよう、粘り強く交渉すること。</p>	<p>中国電力に対して従前より、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応をすることを求めるとともに、安全協定を立地自治体と同等の内容に改定するよう強く求めている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>さらに、平成27年3月18日の1号機廃止決定の報告を踏まえ、3月19日と5月15日に行った廃止に係る申し入れにおいても、安全協定を立地自治体と同等の内容に改定するよう求めているが、引き続き、中国電力に改定を繰り返し求めていく。なお、平成25年3月15日、中国電力からの文書で、協定の運用面については、立地自治体と同様であることを確認している。</p> <p>【見直しを求めている内容】</p> <p>①計画等の報告（協定第6条）を、「発電所の増設計画等に対する事前了解」へ</p> <p>②核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡（要綱第4条）を、「事前連絡内容に核物質防護情報（輸送日時、経路等詳細情報）を含める。」へ</p> <p>③現地確認（協定第11条）を、「立入調査」へ</p> <p>④立入調査に基づく適切な措置の要求[新設]</p> <p>なお、平成27年12月22日、島根原子力発電所1号機の廃止措置を踏まえた安全協定等の一部を改定する協定等の締結を行い、廃止措置関連については、立地自治体の協定と同等のものとした。</p>
<p>(3) 点検書類偽造事件は、いまだに住民説明会が行われていない。住民説明会を開くよう中国電力に強く求めること。</p>	<p>平成27年7月7日、中国電力に対し分かりやすく説明すること等を文書で申し入れたところである。</p> <p>平成28年1月22日には、中国電力主催の不適切事案の説明会が、境港市シンフォニーガーデンにおいて開催された。</p> <p>また、県においても、原子力安全対策プロジェクトチーム会議（平成27年10月13日）で聞き取りを行うとともに、さらに米子・境港両市の安全対策協議会の合同会議でも聞き取りする予定である。</p>
<p>(4) 原発輸出政策の中止を求めること。</p>	<p>国全体の産業政策に関わる事項であり、国において判断し、説明責任を果たすことが必要である。</p>
<p>(5) 島根原発事故を想定した避難訓練が行われたが、避難所配布だけでは安定ヨウ素剤が行き届かないことが明らかになった。こうした場合国は、安定ヨウ素剤の事前配布を認め、予算措置も行っている。安定ヨウ素剤の事前配布を検討すること。</p>	<p>国の原子力災害対策指針にもとづき、地元の米子市・境港市と配布方法の検討を行い、30キロ圏内においては、住民の徒歩圏内にある公民館・体育館等の「一時集結所」に住民分を備蓄、また小・中・高の学校や福祉入所施設にも児童・生徒・入所者分を備蓄し、さらに避難した方が服用できるように「避難退域時検査会場」分も備蓄しており、確実に保管管理でき、迅速に配布、服用できる体制をとっている。</p> <p>なお、事前配布は、服用指示が出た際に速やかな服用が可能となる一方で、誤飲や紛失など保管管理の問題や、災害時の混乱の中での服用確認の困難さ等のデメリットがあり、慎重な対応が必要と考えている。</p>
<p>(6) 自然再生エネルギーの一層の普及と、エネルギーの地産地消を拡大すること。そのためにも、自然エネルギーの送電線の建設に、国がイニシアチブを発揮するよう求めること。</p>	<p>とっとり環境イニシアティブプラン（平成23～26年度）に定める再生可能エネルギー導入目標（759MW）に対して、平成26年度末実績で105%（800MW）の成果を達成したところである。</p> <p>次期プラン（平成27～30年度）においても、低炭素社会の実現に向けた意欲的な目標設定を検討しており、これまでの取組に加え、未利用バイオマスの燃料化の促進や小水力発電の適地抽出調査</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>に新たに取り組むほか、NPO、地域、事業者等が連携、協働して行う地域主導のエネルギー事業への重点支援を新たに当初予算で検討している。</p> <p>また、送電線の広域連系や地域間連系を強化し、再生可能エネルギーの受入量を拡大するようにすでに国への要望を行っている。</p> <p>今後も国の動向を注視するとともに、必要に応じて国による主体的な送電線の強化を働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域エネルギー資源活用支援事業 41,100千円 ・地域エネルギー社会推進事業 19,900千円 ・地域エネルギー設備導入推進事業 125,730千円 ・エネルギーシフト加速化事業 100,690千円 ・風力発電に係る戦略的適地抽出手法の構築モデル事業 23,296千円
<p>(7) 被災者生活再建支援法の抜本拡充を求め、支援金を当面500万円に引き上げるよう求めること。鳥取県の制度は一部損壊も対象にすること。</p>	<p>現行の支援金上限額(300万円)は、災害救助法で定める応急仮設住宅建設への支援との均衡が図られた妥当な額と考えており、引き上げを要望することは考えていない。</p> <p>また、鳥取県被災者住宅再建支援制度は、災害の規模と個々の被害状況に応じて、国、県、市町村の役割分担を整理しており、一部損壊については市町村で対応していただくこととしている。</p>
<p>(8) 一般住宅耐震補強工事の際の、県の支援額と割合を増やすこと。</p>	<p>住宅所有者の負担軽減による耐震改修の促進を図るため、平成23年度に、国の制度に県独自の上乗せを行ったところである。(所有者負担：住宅23%→33%又は43%)</p> <p>今後、耐震改修の更なる促進のため、低コストで簡易な改修工法の普及、活用促進を、市町村と連携し進めることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物耐震化総合支援事業 114,816千円
<p>(9) 災害時要支援者の名簿が町内会等に配布されているが、要支援者も含めた避難訓練が行われていない場合もある。要支援者の避難が本当にできるのか点検し、明確な避難体制をつくるまで行政が支援し、地域の防災・避難に行政が責任をもつこと。災害時に出勤する人員を確保するため日常的に機能している地域災害支援センターをつくること。高齢者や障害者の第1次避難所は、ベットなどがある福祉避難所とし、個別にマッチングしておくこと。</p>	<p>自治会などが行う、支援を必要とする者の把握や平常時の見守り体制づくり、災害時の避難支援・訓練などに対して支援をしているところであり、引き続き当初予算で検討している。</p> <p>併せて、避難行動要支援者に適切な支援を行われるよう、市町村に対し働きかけたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが町支え愛マップ推進事業 6,648千円 <p>どこで災害が発生するかの予測が困難であることを踏まえ、さまざまな状況を想定をした上で、障がい者や高齢者について安心できる避難生活が可能となるよう、特性に応じた配慮を市町村に対して働きかけたい。</p>
<p>(10) 災害救助法にもとづく応急援助を全額国庫負担で行うよう求めること。被災住宅の応急処理や障害物の除去は、高齢世帯や母子世帯など実際に自力ではできない世帯すべて救助の対象とすることや、特別基準による基準額や適用期間の延長など、現金供与も含めて被災者の実情にあった全面的な活用ができるよう求めること。</p>	<p>救助期間や資金使途などの制約の撤廃等、被災自治体及び避難者受入自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、全国知事会を通じて平成27年8月に国へ見直しを要望している。</p>
<p>(11) 危険区域の住宅移転と同時に、住宅の補強や擁壁</p>	<p>危険区域の住宅移転については、国の「がけ地近接等危険住宅移転事業」により危険住宅の除却等</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>設置費用のいっそうの自己負担軽減を図り、より使いやすい制度となるようにすること。</p>	<p>に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設等に要する経費（借入金の利子相当額に限る）について補助される（補助割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）。平成27年11月時点で11市町がこの補助制度を整備しており、整備市町村の拡大に取り組むとともに、市町村と連携してPRを行い活用促進を図りたい。</p> <p>また、土砂災害特別警戒区域の住宅の補強や擁壁設置にあたっては、県の「土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業」により構造補強に係る費用について補助している。当該制度は、平成26年度に制度改正しており、現在まで2件の利用実績がある。土砂災害特別警戒区域の指定促進を図るなか、制度利用対象の住宅数は増加するものと考えられるが、今後利用実績を積み重ねるなかで改善すべき点があれば、必要に応じ検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物耐震化総合支援事業 114,816千円のうち かけ近事業 6,021千円 ・土砂災害特別警戒区域内住宅建替等事業 2,000千円
<p>(12) 市町村（広域）消防体制は、せめて国基準まで体制を整備すること。</p>	<p>常備消防力については、各消防局及び構成市町村においてその確保に向けて取り組んでいくことが基本と考えており、市町村の消防体制の整備に係る交付税措置もなされているところである。</p> <p>県としては、消防学校における消防職員の教育訓練や、平成27年度に機体更新を行った消防防災ヘリコプターによる消火・救助等の活動を通じ、引き続き常備消防力の強化に向けた支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防学校費 39,533千円 ・消防防災航空センター運営費 226,337千円
<p>【地方自治・行政運営・選挙】</p>	
<p>(1) 地方交付税の抜本的増額を求めること。</p>	<p>国に対して、本県のような税収増が見込めない団体に十分な配慮を行うよう、1月13日に緊急要望を行ったところである。</p>
<p>(2) 情報漏えいによる被害の深刻化が懸念されるマイナンバー制度の凍結・廃止を求めること。鳥取県独自の事務（自動車取得税、療育手帳、公立学校就学支援金、県立高校奨学給付金、特別支援学校就学奨励費、県立高校授業料減免、県立高校定時制・通信制教科書等）を対象として拡大する県条例の制定はやめること。</p>	<p>マイナンバー制度が国民の信頼を得られる制度として導入できるよう、国において制度の安全性や信頼性の丁寧な周知や広報の実施と、平成29年7月からの情報連携に向けたセキュリティ対策を設計しているところであり、マイナンバー制度の凍結・廃止を求めることは考えていない。</p> <p>マイナンバー制度は、国民の利便性の向上や公平・公正な社会の実現を目指して導入されるものであり、その導入による県民への利便の提供や行政事務の効率化等をより実効あるものとするためにも、条例の制定は必要と考えている。</p>
<p>(3) 連携中枢都市圏形成による広域行政が目的とする鳥取市の中核市移行や、それに伴う県保健所の鳥取市への移管は、住民自治を壊しや住民サービスの低下を招くものであり、中止すること。また保健所の建物は、従来の東部保健所を活用すること。</p>	<p>鳥取市が、地方分権の流れに沿って中核市への移行を目指されているものであり、鳥取市の意向を尊重し、円滑な中核市移行やそれに伴う保健所等業務の移譲に協力していきたい。</p> <p>なお、保健所等業務の移譲に伴う業務を実施する建物については、鳥取市がお考えになることと考えている。</p>
<p>(4) 道州制の導入に反対すること。</p>	<p>道州制は、国と地方のあり方、統治機構のあり方を抜本的に変えるものであり、国民的議論が必要である。単なる数合わせの都道府県合併とならないよう、今後も国の動きを注視し、必要に応じて国に対して意見を述べていきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(5) 癒着の疑義が生じるため、県の退職幹部は、幹旋でない天下りであっても禁止すること。	<p>県を退職した人材の能力の活用や職業選択の自由などの観点から、退職職員の県出資法人等への就職を一律に禁止することは適当ではないと考えている。</p> <p>一方で、退職職員の再就職については、県民から誤解や疑念を抱かれないよう、人材バンク（退職予定者人材情報登録制度）を設けて、透明性を確保することとしている。</p>
(6) 本来公務員は、住民全体の奉仕者であって、上司の顔色を伺いながら仕事をするものではない。職員評価制度を手当てに結びつけることはやめること。	<p>地方公務員法の規定により、人事評価を実施し、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。</p>
(7) 目標値を設定した一律の県職員削減はやめること。	<p>厳しい状況が続く県財政を踏まえ、かつ将来に向けて持続可能な体制とするためには、これまで以上に簡素で機能的な組織の構築、業務改善や行政課題の変化に対応した業務のスクラップ・アンド・ビルドによる最適な人員配置を目指した取組を推進する必要がある。</p> <p>人口減少社会に向けて持続可能な行政体制を構築するため、今後、改めて新たな定数管理の計画を策定し、引き続き定数の削減に取り組んでいくことが必要であると考えている。</p>
(8) ニーズの広がらない「まんが王国」を銘打っての事業は廃止し、個別に対応すること。	<p>・「まんが王国」の取組は、地域振興の観点から、本県の強みである”まんが”を活かして観光誘客や情報発信を進めるものである。</p> <p>本県の活力を生む上で重要な事業であり、また、「まんが王国」と銘打つことで訴求力が高まり、廃止することは考えていない。</p>
(9) 18歳選挙権実施に向けて、教育機関への投票所の設置が、鳥取大学、環境大学と決まったが、更に増設を求めること。熊本県のように高校にも投票所を設置すること。	<p>投票日当日の投票所・期日前投票所は、各市町村選挙管理委員会が設置するものであり、鳥取市選挙管理委員会では選挙権年齢の引き下げを受けて、鳥取大学、鳥取環境大学において、本年夏の参議院選挙において期日前投票所を設置することとされた。</p> <p>県選挙管理委員会としては、熊本県における高校での期日前投票所の設置の効果等、県外・県内の様々な取組・成果について情報収集し、各市町村選挙管理委員会に対して情報提供を行いながら、期日前投票所の増設を含め、投票環境の向上を進めていきたい。</p>
(10) パブコメは県の施策について広く県民の意見を募るものだが、意見募集期間が2週間と短く、しかもホームページ上で広報、募集されるため、一般県民は見落としがちになる。そのため、せっかくの意見募集も数件というものもあり、県の姿勢も問われる。周知の方法、期間について改善すること。	<p>パブリックコメントの周知方法については、とりネットへの掲載以外にも新聞による広報を行うとともに、県民課、各総合事務所等県の窓口及び各市町村の窓口において県民が施策案（条例改正案等）を理解するために必要な資料を備え付け、チラシによる周知を行っている。</p> <p>意見募集期間については、十分な期間が確保できるよう配慮する。</p>
【人権・環境・住宅】	
(1) 同和の特別対策は終結させ、一般施策に移行させること。一運動団体である部落解放同盟への補助金は廃止すること。	<p>同和行政については特別措置法失効後も、差別がある限り必要な施策につき、一般施策を活用して適切に対応することとしている。</p> <p>また、同和問題解決に向けた啓発の取組を支援するため、運動団体が行う啓発活動、研修事業に対して補助金を交付している。</p>
(2) 県産廃処分場建設計画を白紙撤回すること。	<p>産業廃棄物管理型最終処分場は、零細な中小企業者等を含む県内産業活動の振興に必要なものであ</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
	<p>ると同時に、医療機関から排出される廃棄物の最終的な処理でも必要となるなど、県民生活の上でも欠くことのできないものである。</p> <p>県は、安全安心な県民生活の確保、産業の振興、そして豊かな自然環境の確保に向けて必要な措置を講ずる責務を有しており、引き続き、（公財）鳥取県環境管理事業センターが行う産業廃棄物最終処分場の整備等について必要な支援を行う。</p>
<p>（３）中海環境修復は堤防開削など改変された自然を元に戻すことを軸に、自然の浄化作用を活用できる対策を実行すること。</p>	<p>国、鳥取島根両県及び周辺市の連携のもと、自然の浄化作用を活用した浅場造成や海藻刈り等について、従前から積極的に取り組んでいるところである。</p> <p>長期的スパンで見た場合、中海全体の水質は改善傾向にあり、特に平成２６年度は、これまでに比べて非常に良好な結果を示し、COD（溶存酸素量）は、第６期湖沼水質保全計画（平成２６～３０年度）の目標を達成している。これは、上記の取り組みを含めこれまでの各種施策の効果が現れたものと考えられる。</p> <p>堤防の開削については、鳥取・島根両県知事による協定書（平成２１年１２月１９日締結）に基づき、中海全域の水質の継続的な変化について科学的データに基づき協議し、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合において、中海会議の場などで幅広く適切な対策を検討する中で、議論、検討していくものと考えている。</p> <p>・“ラムサール条約湿地”中海の水質浄化対策とワイズユース推進事業 ２２，０７０千円</p>
<p>（４）住宅</p>	
<p>①民間借り上げも含め、県営住宅を増設すること。</p>	<p>人口・世帯数の減少に伴い、公営住宅の戸数が住宅に困窮する世帯数を上回ることが予測され、また、現在でも低廉な家賃の民間賃貸住宅が数多く空いていることから、県営住宅を増設することは妥当でないと考える。</p> <p>なお、県では、住宅確保に配慮を要する高齢者・障がい者等への対応として、市や民間事業者と連携し、協力不動産店等の登録、住宅相談員の配置等をすでに行っており、取組の継続を当初予算で検討している。</p> <p>・鳥取県居住支援協議会活動支援事業 ８，５８０千円</p>
<p>②雇用促進住宅の機能維持と活用を働きかけること。</p>	<p>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が所管する雇用促進住宅は、平成３３年度までに廃止されることが決定しており、県としては退去される方に対し「鳥取県あんしん賃貸支援事業」による相談員の民間賃貸住宅への入居支援制度や、高齢者及び低所得者等困窮度の高い世帯への県営住宅の優先入居制度を案内し、支援していく。</p>
<p>③若者・子育て世代に家賃助成をすること。</p>	<p>県営住宅では、低所得者世帯や子育て世帯を優先入居の対象としており、また収入状況により家賃の減免を実施しているため、新たに若者や子育て世代全般を対象とする家賃助成制度の創設は考えていない。</p> <p>・公営住宅整備事業 １，１３５，２７２千円</p> <p>・県営住宅維持管理費 ４２１，３８３千円</p>
<p>【各団体要望関係】</p>	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>《信用保証協会》</p> <p>○資金繰りに支障が生じている中小企業への資金供給の円滑化のため、積極的な保障の取り組みが図れるよう、経営基盤の強化を図ることが必要であり、そのための経営安定保証を円滑に行う環境を整備するため、例年並みの出損をすること。</p> <p>○県制度融資については、中小企業者の負担軽減のために基本より低い保証料率にしているが国への保険料の支払いは保証料の中から支払っている。減収保証料相当額の補てんをすること。</p>	<p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、信用保証協会が積極的に保証承諾を行うための出捐及び制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助について、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証協会出捐金 1, 500千円 ・信用保証料負担軽減補助金 289, 664千円
<p>《鳥取県建設業協会》</p> <p>○公共工事はピーク時の平成10, 11年に比べ3分の1に減っている。この間14か月予算が生まれ総額は増えたように見えるが、実態は依然として悪い。地域建設業の安定化および担い手の確保・育成には適正な事業量を確保すること。また防災・減殺対策、耐震化など老朽化対策の推進、メンテナンスに取り組むことは社会資本のストック効果を最大限発揮させるためにも重要である。</p>	<p>公共事業予算については、ピーク時に比べ大幅に減少しているものの、ここ数年はおおむね横ばいで推移している。県財政は依然として厳しく、公共事業予算の増額は難しい状況である。</p> <p>このため、建設業界の安定化等を図るための一つの方策として、平成27年度から発注の平準化の取組を強化することとし、ゼロ県債の活用を図っていくこととしたところである。</p> <p>また、担い手の確保・育成には、個別の事業（当初予算）で対応していくことを検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の建設産業担い手育成支援事業 16, 823千円 <p>道路・河川等の公共施設については耐震化や老朽化対策を進めているところであるが、公共施設等総合管理計画に併せて策定するインフラ長寿命化計画（行動計画）（平成28年3月頃策定予定）に基づいて、継続的なメンテナンスや長寿命化によるコスト縮減と平準化を図りながら維持管理費用を確保し、インフラ機能の維持・確保の最適化を図る。</p>
<p>○適正な利潤を確保させることは、建設業の担い手の確保のため以下強力に実行すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 最低価格のさらなる引き上げ (2) 低入札調査基準価格のさらなる引き上げ (3) 設計労務単価のさらなる引き上げ (4) ダンピング対策の徹底 	<p>実態を調査し最低制限価格等について必要な見直しを行うなど、引き続きダンピング対策を徹底する。</p> <p>計労務単価は、適正利潤の確保に向けて、設計労務単価の引き上げを平成25年4月、平成26年2月、平成27年2月に行い、H25年以降3年連続で単価を引き上げた。（H27はH24より23.7%増）</p> <p>これら設計労務単価は、国土交通省が実施する公共事業労務費調査に基づき設定しているところであり、今後も適正な利潤を確保できるよう、労務費調査の結果を速やかに単価改定に反映し、適正な予定価格の設定に努めていきたい。</p>
<p>《鳥取県PTA連合会》</p> <p>○調査研究事業、機関誌発行事業、鳥取県PTA研究大会、社会教育団体交流室使用助成事業PTA指導者支援事業、および中四国・全国PTA研究大会派遣事業への支援の継続・拡充すること。また来年度は中国5県の輪番制で開催</p>	<p>鳥取県PTA協議会からの要望を踏まえ、毎年の助成に加えて、第46回日本PTA中国ブロック研究大会とっとり大会開催に係る補助を当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体による地域づくり支援事業（鳥取県PTA協議会補助金） 1, 360千円

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>する研究大会、第46回日本PTA中国ブロック研究とり大会を鳥取県PTA協議会が開催することから必要な運営費支援をすること。</p>	
<p>《鳥取県身体障害者福祉協会》</p>	
<p>○身体障害者がジパング倶楽部特別会員になると200キロ以上は運賃無料、特急料金割引など割引をうけている。この距離加算に「智頭急行」の運行キロ数も加算できるよう引き続き関係機関に要請すること。</p>	<p>ジパング倶楽部は、JR6社が高齢者や身体障がい者の方を対象に、JR線の運賃等割引を提供する会員組織であるが、身体障がい者の方が特別会員として入会した場合の智頭急行区間の取扱いについては、引き続きJRへ働きかけたい。</p>
<p>○災害時の市町村「避難行動計画要支援者名簿」作成は当然としても、個人の状況を踏まえた災害訓練が必要であり、具体的な施策が策定されるよう、市町村との連携・支援を図ること。</p>	<p>自治会などが行う、支援を必要とする者の把握や平常時の見守り体制づくり、災害時の避難支援・訓練などに対して支援をしているところであり、引き続き当初予算で検討中である。</p> <p>・わが町支え愛マップ推進事業 6,648千円</p>
<p>○平成25年に内閣府の作成した《避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針》に福祉避難所の設置の項目が盛り込まれているが、県内の状況では避難が長時間に及ぶ場合や、オストメイトの方に配慮したトイレの設置などがまだなされていない。少なくとも県内東中西部3か所に早急に設置等検討すること。</p>	<p>福祉避難所の指定等については、市町村との意見交換会で働きかけをしているところであり、引き続き市町村に働きかけをしていきたい。また、福祉避難所設置の際には、施設・設備のバリアフリー化を進めるとともに、避難する障がい者等の特性に応じた配慮を行うよう依頼していきたい。</p> <p>なお、平成26年6月補正予算を活用し、仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）を災害発生時の避難所等に設置するための体制を整備したところであり、当初予算においても、引き続き当該取組を継続することを検討している。</p> <p>・多目的トイレ利用促進事業 2,080千円</p>
<p>○重度視力障がい者のためのスーパーなどでの表示システムの開発に取り組むこと。</p>	<p>平成27年4月施行の食品表示法に基づく食品表示基準の策定に向けた国の検討会において、食品表示の文字を大きくすることが検討されたが、表示可能面積が限定されること、義務表示事項が増えること等により、従前と同じ大きさ（8ポイント以上）のままとされた経緯がある。</p> <p>今後、機会を捉えて要望の趣意を国に伝える。</p>
<p>○手話言語条例の制定で手話通訳者の派遣単価が引き上げられたことは待遇改善になるが、一方で一番必要とする聴力障害者の会合などの負担が大きくなった。減免している市町もあるが、全県で負担軽減できるよう制度を検討すること。</p>	<p>手話言語条例制定に伴って、手話通訳者の処遇改善を図るため、平成26年度から派遣単価/時間を2千円から3千円に引き上げているが、一方で、手話通訳者を2名以上派遣する場合には1名分を県費で負担することにより、派遣依頼団体の負担軽減を図っている。今後も現在の負担軽減措置を継続する予定だが、関係団体の意見を聞きながら、必要な支援策を検討していく。</p> <p>・手話でコミュニケーション事業（手話通訳者設置・派遣事業） 33,607千円</p>
<p>《鳥取県腎友会》</p>	
<p>○鳥取県特別医療助成制度を継続・充実すること。</p>	<p>特別医療費助成制度は平成28年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。</p> <p>・特別医療費助成事業 1,580,474千円</p>
<p>○県内で日本透析医学会透析専門医は11名、日本腎臓学会認定の腎臓専門医は13名と絶対的に不足している。早</p>	<p>医学生や看護学生への奨学金や修学資金の貸与、医学生を対象とした地域医療の研修会の開催、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保策を講じ、県内で勤務す</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>急に専門医師や看護師等人材確保に県も力を尽くすこと。</p>	<p>る医師・看護師の確保に引き続き努める。 また、診療報酬の見直し等により腎臓内科などの特定診療科に医師を誘導する措置を充実するようこれまで国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域医療支援センター運営事業 13,265千円 ・医師確保奨学金貸付事業 260,880千円 ・看護職員等修学資金貸付事業（看護職員修学資金・奨学金貸付金）581,707千円
<p>○透析患者は週3回の透析を続けないと死に至るため、透析をし続けなければならないが、高齢化とともに通院費の負担が大きく交通費補助制度をつくること。</p>	<p>通院交通費については、透析患者等身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー割引制度があるほか、市町村によっては移動機会の確保のためのタクシー料金助成制度が行われているので、これらを活用していただきたい。</p>
<p>○近年、透析患者の高齢化が深刻化しており、糖尿病疾患や認知症に対する要介護者に対する通院支援や通院困難者受け入れのできる福祉施設の整備をすすめること。</p>	<p>通院交通費についてはタクシー割引制度等もあり、こうした支援策を活用して頂きたいと考えている。 また、高齢化した透析患者の受入れを行う福祉施設の整備について、グループホーム等障害福祉サービスについては、透析患者を含め障がいのある方が地域で安心して暮らして頂くため、地域に必要な障害福祉サービス量が確保できるよう、優先順位をつけて施設整備を行っているところであり、今後もこうした考え方により、整備を進めていくこととしている。 また、高齢障がい者の方への支援の在り方については、国において、障害者総合支援法施行3年後の見直しの中で検討がなされており、昨年末に部会報告も出されたことから、その動向を注視したい。</p>
<p>○慢性腎臓病（CKD）の患者は1330万人（成人の8人に1人）いると考えられ、あらたな国民病といわれている。透析患者が初期に専門医にかかっておれば、透析導入を遅らせることもでき、患者本人の苦痛も減り、医療費も減る。CKD対策をすすめるうえで、専門医の人材確保と初期患者の専門医への紹介が必要である。医師会等に検討を求めること。</p>	<p>慢性腎臓病（CKD）は、早期発見・治療や生活習慣の改善により進行が抑えられることが可能である病気であり、鳥取県医師会、鳥取大学、鳥取県で構成する鳥取県健康対策協議会の中でCKD対策の検討を行うとともに、当会でリーフレット（医療機関編・一般編）を作成し、関係機関等に配布、活用を図っている。 また、県独自でも医療機関や保健指導従事者を対象とした研修会や鳥取県腎友会との協働による県民健康講座を開催し、CKDの早期発見・早期治療及び患者に対する食事づくりなどを周知し、県民の理解が深まるよう取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病検診等精度管理委託事業 21,187千円 ・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 766千円
<p>○透析には電気と水が不可欠だが、災害対策は万全とはいえない。災害が発生した場合の透析医療の水について支援要請があった場合供給の確保に努め、調整を行うこと。また被災地の透析施設が機能するか否かを情報提供するシステムをつくること。</p>	<p>これまで、地域医療再生基金等を活用し、水の供給体制、自家発電施設の増強等の支援を行ってきたところである。また、平成24年7月に策定した鳥取県災害医療活動指針、平成27年3月に策定した災害時の透析医療の指針により、県内外の行政、医療機関のネットワークづくりや平時の準備、資材の供給、情報の収集・提供等についての体制構築を検討しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療対策推進費 5,254千円
<p>《鳥取県森林組合連合会》</p>	
<p>○鳥取県の平成32年度の間伐目標年間38万m³のための</p>	<p>平成32年度38万 m³ 達成に向けて各組合において意欲的な生産計画を立てていただき、概ね目</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>具体的施策を示すこと。 ・林産と同時に造林・保育も踏まえた林業施策とすること。</p>	<p>標達成へのロードマップが仕上がったと考えている。県では更に、低コスト林業の推進、皆伐・再造林による森林の若返り、木材需要の創出を着実に進めていけるよう、引き続き、各組合の取り組みをサポートしていきたい。</p>
<p>○広葉樹林、未成林整備（枯れ松地）造林について針葉樹の植栽推進のための補助率を拡充すること。</p>	<p>広葉樹についてはクヌギ等しいたけ原木で9割、その他広葉樹で8.5割まで県費上乘せを行っているほか、針葉樹についても少花粉スギ9割、耐雪性スギ8割と、優れた特性を有する品種の植栽には県費上乘せによる支援を行ってきており、引き続き2月臨時議会予算及び当初予算において検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】造林事業 434,548千円 ・造林事業 829,958千円
<p>○広葉樹、竹、持出し支援対象外の針葉樹の運搬費に対する支援をすること。</p>	<p>広葉樹や竹及びスギ・ヒノキ以外の針葉樹について、具体的な事例が少なく実状の把握ができていないため、運搬費などの支援は検討していない。 今後、具体的な実状を伺いながら、必要な対策を関係者と一緒になって検討していく。</p>
<p>○国予算が27年度は大変厳しかった。28年度予算確保に全力をあげること。</p>	<p>造林公共预算の確保や林業・木材産業の成長産業化に向けた予算の確保等について、国に対し要望活動を行った。引き続き、国に対し、森林整備・木材利用等の推進のための予算の確保に向けて、状況に応じた要望活動を行っていく。</p>
<p>○再造林に対する補助率を引き上げること。</p>	<p>スギ・ヒノキを皆伐し、花粉発生源対策に資する樹種を再造林する場合には、皆伐も支援の対象となる花粉発生源対策促進事業の活用が可能であるほか、少花粉スギの植栽は9割補助としているので活用いただきたい。</p>
<p>○森林整備地域活動交付金は平成24年度から28年度5か年計画となっているが、29年度以降の活動交付金の継続をすること。</p>	<p>森林整備地域活動支援交付金は、平成14年度から5年毎に計画され、継続されている制度。適切な森林整備のためには必要な制度と認識しており、事業が継続されるよう、国に対して要望活動を行った。引き続き、その必要性を国に伝えていきたい。</p>
<p>○森林作業道の補助率を拡充すること。</p>	<p>森林環境保全税を活用した上乘せ補助は森林の持つ公益的機能の重要度を考慮し、保安林間伐のための整備に限定しており、補助率の拡充については、平成29年度までに行う次期税制度の見直しにおいて検討していく。</p>
<p>○現在自己資金で実施している季節作業道の巡視、補修を行っているが、当初見込みより多額の費用が必要となっていることから、さらなる低コスト化と、搬出量拡大のための季節作業道の維持管理は重要であり、維持管理人経費に対する補助制度を創設すること。</p>	<p>作業路網の維持・修繕に必要な支援を森林整備地域活動支援交付金に追加するよう国に対して要望活動を行っており、引き続き、国に対して要望を行っていききたい。また、県では間伐作業に必要な作業道の補修のためのコンクリート及び砕石の購入経費について支援を行っており、この事業を活用しつつ、作業道の維持管理を行っていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成対策事業 45,743千円
<p>○林業の利活用、林業・木材産業振興のための公道、林道、作業道の林内炉網整備は不可欠であり、予算確保すること。</p>	<p>必要な予算確保について、国へ要望していく。</p>
<p>○蜂の巣駆除に対する支援をすること。</p>	<p>蜂の巣駆除に対する支援について、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成対策事業 45,743千円
<p>○木質バイオマス安定調達コスト支援事業を継続すること。</p>	<p>引き続き当初予算において検討している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
と。	<ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス燃料供給支援事業 15,000千円
○地籍調査において、地元主導の中山間直接支払支援制度のような事業をつくること。	地籍調査事業では、個人を対象とした交付金の創設はできない。
○鳥取県間伐材搬出促進事業は現状の仕組みを維持し、事業量の確保をすること。	<p>間伐材の搬出促進について、引き続き、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材搬出等事業 702,000千円
○緑の産業活力創生プロジェクト基金事業（林業専用道作設）の一連の作業を4月12月までに完了することは難しい。測試は単県で事業化できないか検討すること。	国の財源を活用できるものは、有効に活用していく事が必要であり、計画的な事業執行をお願いする。
○環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金は、木材自給率と国産材需要拡大のため、現在の助成対象事業では住宅の新築・増改築等に限定されているが、倉庫・車庫・店舗等へできるだけ広く活用できるように、助成対象を広げること。	<p>「環境にやさしい木の住まい助成事業」を新たに制度設計した「とっとり住まいる支援事業」は、県産材の利用促進を目的に住宅の新築または改修へ支援を行うことを制度の基本としており、住宅以外の建築物まで対象を広げることは考えていない。</p> <p>なお、新築の場合、住宅と同一棟である車庫・倉庫で住宅用に使用されるもの及び店舗併用住宅の住宅部分は助成対象としている。</p> <p>また、改修工事では、住宅と同一敷地内にあり、日常的に使用する車庫、物置等も助成対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり住まいる支援事業 434,850千円
《鳥取県社会福祉協議会》	
○生活困窮者自立支援事業の充実のため、従来の事業に加え、スーパーバイザーの事務補助員の設置に対する補助をすること。	生活困窮者自立支援事業の充実は検討しているところであるが、スーパーバイザーの事務補助員の設置は考えていない。
○日常生活自立支援実施体制について、国庫補助金体系が見直されているが、26年度体制が維持できるようにすること。	<p>日常生活自立支援事業について、支援を要する方の件数は増加しており、円滑な事業が実施できるように、引き続き当初予算で対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 45,088千円
○ボランティアバンク運営事業、災害ボランティア活動を推進していくためにも前年並キャリア支援専門員の設置および保育士・保育所支援センターの設置・運営への支援をすること。	<p>ボランティア・市民活動の支援について、地域福祉活動の担い手として、ボランティアの育成・確保は重要であることから、引き続き当初予算で対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業 13,066千円 <p>また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、各市町村において潜在的な保育ニーズに対応するための受け皿拡大を行っており、保育士需要が拡大している状況を踏まえ、各市町村及び各施設における保育士確保の取組を支援するため、「保育士・保育所支援センター」を設置し、潜在保育士の就業支援（研修、就職説明会、相談支援、就職準備金の貸付等）を行うことを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】保育士確保対策支援事業 64,260千円 ・保育士確保対策支援事業 10,515千円
○福祉人材確保のため、介護・福祉人材として期待される中高生への魅力発信事業等へ支援すること。	鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分）を活用し、関係団体が実施する中高生を対象とした魅力発信事業等への支援を検討している。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
○介護事業所の実態調査・分析及び関係機関対策検討、市町村圏域の総合相談体制の確立と支えあい人材の育成・確保のための事業を支援すること。	平成28年度に福祉人材の育成、確保、離職防止等を目的に、福祉現場の現状と問題を把握、分析する調査を検討中であり、その結果を踏まえて、今後、効果的な事業を検討したい。 ・鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業 99,535千円
《鳥取県民生児童委員協議会》	
○制度改正により業務が拡大している。民生委員・児童委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費補助金を継続・増額すること。	民生委員・児童委員の役割は、ますます重要性を増しており、円滑に活動ができるように、鳥取県民生児童委員協議会、市町村民生児童委員協議会、各地区民生児童委員協議会の支援については、引き続き当初予算で対応を検討している。 ・民生委員費 114,492千円
○平成28年度に民生・児童委員の一斉改選が行われるが、かねてより成手不足である。特に主任児童委員は原則年齢55歳未満とされており候補者選定が困難である。実態を踏まえ、主任児童委員の年齢要件を「原則65歳未満」に引き上げること。	本県における主任児童委員の年齢基準については、厚生労働省が「主任児童委員選任要領」に示す基準を踏まえ、新任・再任を問わず原則55歳未満の者としているが、55歳以上の者であっても、各推薦会において主任児童委員としての積極的な活動が期待できると判断した場合、意見書を添付することで推薦できることとする運用を行っている。 一方で、前回一斉改選（平成25年12月）時点で、主任児童委員の6割が55歳以上となっている現状があり、社会福祉審議会の意見を聞いた上で、年齢要件の引上げ等を、幅広い人材の確保、関係機関との連携の円滑化や新任委員の人材育成等を図る観点から、平成28年度の一斉改選に向けて見直しを検討する。
○平成29年度には民生委員制度設立100周年、児童委員制度設立70周年をむかえる。平成28年度から県としてもマスコミ等への働きかけをはじめに、県民への周知・広報を積極的に行うこと。	平成29年に民生委員制度が設立100周年を、児童委員制度が設立70周年を迎えることについては、関係団体等と連携しながら、県民への周知・広報などを検討していく。
○民生委員・児童委員には行政や関係機関、時には民間企業から、住民が福祉サービス等を受ける手続きのために文書で「証明」を求められることがあり一般に「証明事務」と呼ばれている。依頼される証明には福祉サービスが目的でないものプライバシーの面で困難も多く、委員の精神的負担となっている。住民にとっても不利益になることもある。「証明事務」について以下見直しを行うこと。	民生児童委員との意見交換会の意見を踏まえて、証明事務の実態を把握しており、各種制度における証明行為の廃止について、平成27年12月に国へ要望している。 ・民生委員費 114,492千円
①鳥取県内における「証明事務」の呼称の変更と周知・広報	
②鳥取県が主体として実施している「証明事務」の一覧化、各手続きにおける民生委員・児童委員の関わりの根拠や必要性の整理ならびに必要性の薄い手続きの見直し。	
③市町村に対し、県と合わせて「証明事務」について見直	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
しを実施することへの協力依頼	
《鳥取県老人クラブ連合会》	
○県老人クラブ活動支援補助金、単位老人クラブ補助金、市町村老人クラブ連合会補助金を継続すること。特に老人クラブ加入が減少している集落20人以下の小規模老人クラブにも年2万円の助成金を支給するなど、要件緩和を図ること。	<p>高齢者の社会貢献活動、健康づくり活動を推進するために老人クラブの活動は重要と認識しており、老人クラブに対する支援について、引き続き当初予算において検討している。</p> <p>なお、単位老人クラブの補助対象クラブは、概ね30人以上となっているが、規定の会員数に達していない場合でも、各市町村の補助に応じて支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき高齢者クラブ活動支援補助金 50,835千円
《鳥取県手をつなぐ育成会》	
○親亡き後の安心サポート体制の構築を図り、そのためのコーディネーターを設置すること。	<p>安心サポートファイルの普及と活用を推進するため、コーディネーターを配置するとともに、「親亡き後」に備え必要な取組を検討する検討委員会の設置を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後の安心サポート体制構築事業 3,764千円
○知的障害者社会参加促進事業、知的障害者団体広報啓発事業への支援を継続すること。	<p>障がい者社会参加推進事業（知的障がい者レクリエーション教室開催事業、知的障がい者本人大会開催事業）、知的障がい者団体広報啓発事業補助金は来年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者社会参加推進事業（知的障がい者レクリエーション教室開催事業、知的障がい者本人大会開催事業） 1,600千円 ・知的障がい者団体広報啓発事業補助金 490千円
《鳥取県肢体不自由児協会》	
○機関紙発行事業、第51回鳥取県肢体不自由児者父母の会開催事業に引き続き支援すること。	<p>鳥取県肢体不自由児協会等補助金（広報誌発行事業、肢体不自由児・者父母の会開催事業）は来年度も継続して実施するよう当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県肢体不自由児協会等補助金（広報誌発行事業） 240千円 ・鳥取県肢体不自由児協会等補助金（肢体不自由児・者父母の会開催事業） 510千円
○公共施設のトイレの洋式化を進めること。	<p>県有施設のトイレについては、洋式化等の改善に順次取り組んでおり、洋式トイレの割合は年々高くなっている。引き続き、利用者の方の声などを聞きながら取組を進めていく。</p> <p>公共施設の洋式トイレ化は順次進めており、また、民間施設については平成26年度から、店舗、飲食店、宿泊施設等の特別特定建築物のトイレの改修を市町村と協調支援している。</p> <p>また、昨年12月の鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正では、特別特定建築物の新築・増改築時における一般用トイレへの腰掛便座の設置を義務付け、バリアフリー環境の整備促進を更に進めているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー環境整備促進事業 27,098千円
《一般社団法人鳥取県私立学校協会》	
○鳥取県私立学校協会事業に対する補助金の強化	<p>引き続き、当該事業に対する助成に係る予算の確保を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校協会補助金 1,670千円

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>〔私立中学高等学校部会・鳥取県私立中学高等学校PTA連合会〕</p>	
<p>○私立高等学校等の国庫補助制度堅持と運営費補助金の拡充強化を国に求めること。特にこれまでの積み上げ方式では特色のある教育に取り掛かるに不安があるため、裁量予算の導入を図りたい。</p>	<p>私学助成については、私立学校振興助成法に基づき国において所要の予算措置が行われている。</p> <p>本県の私立中・高等学校への運営費の補助については、当該国庫補助とは別に県単独による補助を行っており、3年に一度実態に即した補助となるよう見直しを行っているところであり、全国的に最も高い助成水準となっている。</p> <p>また、教育振興補助金において、公立高校の裁量予算（独自事業）分も含めた補助単価を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校教育振興補助金（高等学校：一般分） 1, 591, 656千円 ・私立学校教育振興補助金（中学校：一般分） 160, 155千円
<p>○私立中学就学支援金制度の堅持</p>	<p>本県独自の私立中学校就学支援金制度を引き続き維持するとともに、国に対し中学校就学支援金の制度化について要望している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校等就学支援金（私立中学校就学支援金） 47, 504千円
<p>○「積極的な県外からの生徒獲得」「積極的な県内遠隔地からの生徒の受け入れ」のため下宿や寮などの確保への支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「積極的な県外からの生徒獲得」では移住相談会用の資料作成費用限定の総費用の1/2補助制度があるが、今後交通費補助も検討してほしい。 ・県外等からの高校生受け入れ住居は限界にきており、需要にこたえられない状況がある。下宿・空き家情報の提供、物件の改修費、下宿への直接補助、舎監等の人件費補助制度の確立をすること。 	<p>生徒受入のための寄宿所の手当てについては、具体的な利用希望があれば、未利用県有施設の活用なども可能となるよう調整している。</p> <p>平成27年度は、私立学校の魅力向上及び生徒確保のための広報冊子及び広報パネル作成に対して助成した。作成した広報冊子及び広報パネルを活用して県主催の移住相談会で私学の情報発信を行ったが、交通費は各学校が負担していただくものと考えている。</p> <p>施設・設備整備事業に係る借入金に対する利子助成において、施設の買収（寮の確保）も補助対象となるよう制度拡充を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校振興資金利子補助金（寮確保分） 1, 154千円
<p>○老朽化した校舎建て替えのための補助制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校校舎等の建て替え計画が迫っているが、耐震工事を完了した学校は建て替えのための資金がないため補助率を引き上げること。 	<p>従来、県単独で老朽化及び耐震化に伴う改築を助成しており、加えて、平成26～平成28年度は耐震改築が国庫補助の対象となった。</p> <p>これに合わせ、県立高校や全国私学と比べて本県私立高校は耐震化が遅れていることから緊急的に校舎等の耐震化を促進するため、平成26年度～平成30年度の間に関し、改築事業及び耐震補強事業に関する補助率の引き上げを行った。</p> <p>さらに、学校負担の軽減が図れるよう、補助単価の見直し等の制度改正を当初予算で検討している。</p> <p>なお、平成27年12月16日に国へ国庫補助制度の拡充について要望した。</p> <p>【補助率の引き上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改築・・・2/3 (Is値0.3未満は国庫補助(1/3：H26～H28年度まで)を充当) 補強・・・2/3 (Is値0.7未満)
<p>○私学版「学校独自事業」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の「心豊か」の補助事業と別に県立高校と同様な私 	<p>教育振興補助金において、公立高校の裁量予算（独自事業）分も含めて補助単価を設定しており、既に助成している。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
学版「学校独自事業」の創設をすること。 ・現行の単価方式（積み上げ方式）は特色のある教育に取り掛かるに不安があるため、裁量予算の導入を図りたい。	
【幼稚園・認定こども園部会・鳥取私立幼稚園・認定こども園PTA連合会】	
○私立幼稚園幼児教育の質を高め、教育水準の維持向上のため経常補助金の現状確保	私立幼稚園の教育水準の維持向上と教職員の資質向上、保護者の経済的負担軽減及び安全安心な教育環境の確保を図るため、各種助成や研修機会の提供等、引き続き市町村と連携して必要な支援を実施することを検討している。
○2歳児保育、特別支援保育、預かり保育・親子登園・園開放・育児相談等子育て支援活動の助成	<ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付費県負担金（認定こども園分） 4 2 0 , 0 4 4 千円 ・私立幼稚園運営費補助金 4 1 6 , 2 0 4 千円 ・〃（子育て支援活動・預かり保育推進事業補助金） 7 1 , 8 7 0 千円 ・私立幼稚園保育料軽減事業補助金 5 , 2 5 3 千円
○保護者の経済的負担軽減と子どもを産み育てやすい社会環境の整備を図るための保育料軽減事業補助金の拡大と充実	<ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園保育料軽減事業補助金 5 , 2 5 3 千円 ・保育料無償化等子育て支援事業 4 9 5 , 7 3 8 千円 ・地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業（幼稚園型）） 1 0 , 5 9 0 千円 ・保育・幼児教育の質の向上強化事業 1 0 , 0 9 7 千円 ・私立幼稚園施設整備費補助金 1 7 , 5 6 3 千円 ・私立幼保連携型認定こども園大規模修繕事業補助金 1 , 2 3 3 千円
○安全かつ安心な教育環境の維持・向上のため、施設改修、改築、耐震化の補助事業の継続と拡充すること。	
○教職員の教育力のレベルアップの各種研修費支援	
○新制度では私立幼稚園に在籍する子どもに対する市町村の財政措置（施設型給付）私立幼稚園に支出される施設型給付が、当分の間、経過措置として地方単独で措置する部分が残る。私立幼稚園に支出される施設型給付は、これまでの私学助成の水準が維持できるよう、市町村に対しての財政支援を行うこと。	
○認定こども園への移行調査に基づき、認定こども園の認可・認定が円滑におこなわれるよう、「子ども子育て支援事業計画」の策定	鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画では、認定こども園の普及を図る観点から、既存施設が認定こども園への移行を希望する場合は、特段の事情がない限り全て移行できるよう、「県計画で定める数」は、「利用定員の総数と量の見込みが同数以上になるために必要な数」とし、需要が供給を必ず上回るように調整しているところである。国の施設整備に係る補助制度等も活用しながら、引き続き認定こども園への移行を希望する施設の支援に努める。
○新制度の要徳連携型認定子ども園に移行した園が幼児教育センター的活動を確実にけるための財政支援	私立幼稚園の教育水準の維持向上と教職員の資質向上、保護者の経済的負担軽減及び安全安心な教育環境の確保を図るため、各種助成や研修機会の提供等、引き続き市町村と連携して必要な支援を実施することを検討している。
○公費負担や保護者負担の公平性の確保の観点からも1号認定こどもの利用者負担軽減率を2号・3号子ども利用者負担軽減率と同水準の軽減措置を講ずること。	子ども・子育て支援新制度における利用者負担額については、国の基準額を上限として各市町村が地域の実情や財政事情等も勘案してそれぞれ独自に定めることとなっているため、要望内容については機会を捉えて市町村に伝えていく。
【専修各種学校部会】	
○私立専修学校教育振興補助金の拡充すること	引き続き、専修学校教育振興補助金に係る予算の確保を検討している。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>・高等専修学校は2/15を3/15に、専修学校は1/15を2/15への補助率引き上げをすること</p>	<p>職業若しくは實際生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的に設置されている私立専修学校の運営費に対する国の補助はなく、県単独で補助を行っている。専修学校は教育内容が学校によって様々であり私立高校のような制度としたいため、教育管理費の一定割合に対し助成を行っているところであり、補助率の引き上げは考えていない。</p> <p>なお、高校卒業資格を取得可能な技能教育施設指定を受ける専修学校については、人件費、教育管理費及び設備関係費の1/2の助成を行っている。</p> <p>・私立学校教育振興補助金（専修学校：一般分） 18,968千円</p>
<p>○県の技能教育施設運営費補助金の継続</p>	<p>引き続き、技能教育施設運営費補助に係る予算の確保を検討している。</p> <p>・私立学校教育振興補助金（専修学校：技能教育施設分） 67,645千円</p>
<p>○授業料減免措置の継続</p>	<p>引き続き、私立学校に在籍する生徒の授業料減免に係る予算の確保を検討している。</p> <p>・私立学校生徒授業料等減免補助金 38,567千円</p>
<p>○鳥取県専修学校（各種学校）進路指導連絡協議会の新設 ・他県では取り組まれているが、公私連携強化し地元高校生の県内進学者数を増やすことを目的とするため協議会を設置する援助</p>	<p>現在、鳥取県私立学校協会専修学校各種学校部会と鳥取県高等学校校長協会にて調整を行っており、必要に応じて側面支援を行っていく。</p>
<p>○高齢交通弱者（歩行者・自転車利用者）への交通安全教育対策は不十分である。免許を取得していない65歳以上の高齢者（高齢交通弱者）対象に、指定自動車教習所において講習を受講する交通安全教育制度の導入</p>	<p>県交通対策協議会では、平成25年度から歩行者、自転車利用者を対象とした高齢者交通安全講習を県内自動車学校に委託して実施しているが、今年度は高齢者の交通死亡事故が多く発生していることから、受講者数及び実施会場を増やしたところである。</p> <p>今後も交通事故の発生状況等を踏まえ、より効果的な講習となるよう適宜見直しを行う。</p> <p>・交通安全対策推進事業 6,421千円（うち交通対策協議会補助金 5,806千円）</p>
<p>○教習用車両に対する自動車税の課税しているのは全国で4県だけである。営業車なみの税率課税を見直し免除すること。</p>	<p>自動車学校の教習車については、その用途に一定の公益性は認められるが、自動車教習事業は収益事業であり租税公課については利用料金等に転嫁することも可能であることから、一般の収益事業者との公平性を図る観点から、経営資産である教習車の所有にあたっては、（固定資産税に替わる）資産課税の対象として自動車税の一部負担をお願いすべきと判断し、課税免除ではなく一部減免（営業用車並課税）にすることとしたものである。</p> <p>また、平成28年度税制改正大綱においては車体課税の見直しが行われ、自動車取得時の税負担が軽減される制度改正が行われ、平成29年度税制改正では自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行うこととされているところである。</p> <p>この様な状況から、教習車に関してさらなる負担軽減をすることについては考えていない。</p>
<p>○高齢者講習に係る委託料（単価）の引き上げ</p>	<p>高齢者講習委託料は、その財源とされる手数料額が道路交通法施行令で定める手数料額を標準として、各都道府県において条例で規定されており、本県の高齢者講習の委託料については、その額に基づく範囲内で、物件費や人件費を算出した上で設定しているところであり、今後も必要に応じて検討することとしている。</p>
<p>○改正道路交通法により「準中型免許」の新設に伴い、準</p>	<p>職業若しくは實際生活に必要な能力の育成や教養の向上を図ることを目的に設置されている私立</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>中型教習車両（1台約500万円）購入・配備が必要となるが、実際には準中型免許取得需要はごくわずかであると推測されることから、これらの車両購入は経営を圧迫しかねない。車両購入に対する補助（1割）をすること</p>	<p>専修学校の運営費に対する国の補助はなく、県単独で補助を行っている。専修学校は教育内容が学校によって様々で、教育管理費の一定割合に対し助成を行っている。改正道路改正法は平成29年6月17日までに施行されることとなっているので、今後、各自動車学校の状況をお聞きしてみたい。</p>
<p>〔鳥取県私学振興会〕</p>	
<p>○退職金給付資金給付制度の補助金補助率36／1000及び私学共済制度の補助率8／1000の堅持をすること</p>	<p>引き続き、事業が継続できるよう、予算の確保を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私学共済事業等助成事業（私立学校退職金給付財源補助金） 93,032千円 ・私学共済事業等助成事業（日本私立学校振興・共済事業団補助金） 16,107千円
<p>○私立学校経営相談事業に対する補助金の堅持をすること</p>	<p>引き続き、事業が継続できるよう、予算の確保を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校経営相談事業補助金 530千円
<p>《鳥取県建築連合会》</p>	
<p>○公共工事の元請受注者に対し、下請け業者への日額賃金の明示、および社会保障費等の支払いができる適正な賃金の周知徹底を図ること。最低制限価格の引き上げ、公契約条例を制定すること。</p>	<p>平成27年3月に鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」を制定し、適正な価格での下請契約の締結及び公共工事設計労務単価を考慮した賃金水準の確保に努めることについて、元請業者はもとより県工事に携わる全ての建設業者に求めている。</p> <p>最低制限価格については、実態を調査し必要な見直しを行うこととしている。</p> <p>公契約条例の制定は、最低賃金法等の労働法制との整合性などについての問題点があることから、国が法律によって制度化するのが適当と考えている。</p>
<p>○公共工事の受注業者は県内に本拠地がある会社、及び職人は県内のひとを使用するよう指定すること。</p>	<p>県発注工事においては、従来から鳥取県建設工事等入札制度基本方針に基づき、県内に本店がある業者で施工可能なものは優先して当該県内業者に発注している。また、下請についても2次下請まで県内業者を優先している。</p>
<p>○建設現場で若手職人が不足し、今後の公共工事への影響が不安視されている。若手職人が会社経営となり鳥取県の地域産業の発展を担えるような対策を講じること。</p>	<p>担い手の確保・育成に向けて品質確保の促進に関する法律等が一部改正されたほか、公共工事設計労務単価の見直しなどして官民挙げてこの課題に取り組んでいるところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設技能労働者の労働環境改善と若年者の確保・育成事業 4,564千円 ・将来の建設産業担い手育成支援事業 16,823千円 ・建設業健全発展促進事業 18,554千円 <p>技能労働者不足の課題に直接対応するため、技能士会連合会等の関係団体で構成する共同体に対して、若年者の人材確保・人材育成に関する事業委託を継続する他、技能承継のために必要となる設備投資への補助事業の創設を当初予算において検討している。また、若手職人への事業承継、創業等に関しては、商工団体、支援機関及び市町村等と連携して支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者等への技能承継事業 34,186千円
<p>○現在伝統工芸技能を継承できるのは零細地場職人であるが、社会保障費、高価な道具代など負担が重く継承は困難を極める。県産材の伝統工法の補助制度を創設すること。伝統技術継承管理費など検討すること。</p>	<p>県産材の使用を要件に住宅の新築・改修への支援を行う「とっとり住まいる支援事業」では、左官仕上げ等伝統技能を活用した場合の上乗せ補助をすでに実施している。</p> <p>また、伝統技能の継承を推進するため、団体等が実施する研修等への支援をすでに行っており、引き続き当初予算で検討している。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・とっとり住まいる支援事業 434,850千円 ・伝統建築技能者団体活動支援事業 3,500千円 <p>技能労働者不足の課題に直接対応するため、技能士会連合会等の関係団体で構成する共同体に対して、若年者の人材確保・人材育成に関する事業委託を継続する他、技能承継のために必要となる設備投資への補助事業の創設を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年者等への技能承継事業 34,186千円
<p>○鳥取県建築連合会の会員への賃金アンケートによると、平成27年2月調査では職人賃金が12100円/日で前年度より1100円アップしたが、平成26年度公共工事の設計労務単価は17900円であり、5800円もの差がある。重層下請をやめさせ、第1次下請けには職人を従業員として雇用している事業所に優先発注すること。</p>	<p>建設業関連技能労働者の適切な賃金水準の確保に向けて、引き続き、技能労働者の賃金水準等詳細調査等を実施するとともに、下請契約については、「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」を定めて、元請・下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設技能労働者の労働環境改善と若年者の確保・育成事業 4,564千円 ・建設業健全発展促進事業 18,554千円
<p>○前払い制度を建築工事にも適用すること。</p>	<p>前払制度は、建築工事においても導入しており、受注者の希望に応じて前払い金を支払っている。</p>
<p>○公共工事において、小規模工事（保育所、交番等）に伝統技法を用いるような工事使用にすること。</p>	<p>派出所等の小規模建築物では、従来から木造の在来工法を採用しており、引き続き可能な範囲で在来工法を採用する。</p>
<p>○建築連合会・近代化協会が県・林業試験場、鳥取環境大学などと連携して、地震一時波災害の応急対策にも活用できる耐震壁・耐力壁等の開発をすすめ、補助制度もつくること。</p>	<p>従来より林業試験場において、県産スギを使った耐力壁などを開発してきており、その結果、県内所々で木材住宅での施工例も見られるようになってきている。</p> <p>今後は、より現場施工の容易なユニット耐力壁の研究・開発を予定しており、建築業界と連携して、現場工務店等が施工しやすい製品化に繋げていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業試験場費（現場施工が容易なユニット式耐力壁の開発） 1,420千円
<p>○認定訓練校は訓練生の減少で運営が厳しく、3ヶ所を1ヶ所にするなどして鳥取県伝統建築技能者団体活動支援事業補助金研修事業について経費補助があるが、負担が重い。負担割合をさらに軽減し、維持できるようにすること。</p>	<p>認定訓練校の集約については、各団体からの申請に基づき、適切に対応する。なお、申請手続きにあたっては、担当課において十分な助言等による支援を行う。</p> <p>また、業界団体からの意見等を伺い、若年技術者が研修に参加しやすくなる仕組みを今後検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統建築技能者団体活動支援事業 3,500千円
<p>《JA鳥取県中央会》</p>	
<p>○TPPの影響緩和に向けた農業関連政策の確立</p>	
<p>①批准が2年後と不安が広がっている。需要に応じた生産に取り組む担い手の再生産を確保するセーフティネット対策の早期創設をするよう国に求めること。</p>	<p>TPP関連政策大綱の策定を受け、12月17日、経営安定対策を含め影響を受ける分野に対し緊急的かつ長期的視点に立った抜本的対策を講ずるよう、国に要望を行ったところであり、引き続き、国内農林水産業の再生産を可能にする対策を講じるよう国に求めていく。</p>
<p>②新マルキンなど肉用牛経営安定策について、補填割合ならびに拠出金の国の負担割合を引き上げるとともに恒久的な対策として措置するよう国に求めること。</p>	<p>子牛相場の高騰が継続するようであれば、枝肉相場によっては肥育農家の経営に大きな影響を受けることも想定されることから、TPP協定の発効いかに関わらず、新マルキンの法制化並びに補填割合の引き上げについて、国に要望し、制度に反映された。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③酪農生産者が安定的に経営を継続できるよう、生乳需給の変動に対応でき再生産に必要な所得を確保できる酪農経営安定対策を構築するよう国に求めること。	生乳需給の変動に対し、国の所得補償制度として加工原料乳生産者補給金制度があり、生クリーム等の液状乳製品の対象への追加と補給金単価の一本化といった制度の拡充も予定されているところである。
④国産野菜の安定供給に向け野菜価格安定制度を維持し、輸入急増野菜への対応として支援対象の拡大、支援の拡充を国に求めること。	国の野菜価格安定事業及び国の事業要件に満たない対象品目や産地についても、単県事業で引き続き支援していくよう、当初予算で検討している。輸入急増野菜への対応としての支援対象拡大や、支援の拡充については、国において収入保険制度の導入等を検討しているので、動向を注視したい。 ・野菜価格安定対策事業 46,603千円
○中山間地域等の農業基盤を維持する政策 中山間地域等直接支払い交付金の対象拡大ならびに支援の拡充を行うこと。また多面的機能支払い交付金の仕組みの見直しや支援の拡充を行うよう国に求めること。	中山間地域等直接支払については、今年度から第4期対策が始まり、棚田など超急傾斜地を対象とする場合や複数集落が連携して一つの広域協定を締結した場合に別途加算金が交付されるなど制度の拡充が図られている。 多面的機能支払については、複数集落での組織広域化を進め、会計事務を県土連等への外部委託を推進している。
○農地の集積促進・耕作放棄地解消対策	
①担い手の経営発展を促進するため、農地の借り手に対する支援を措置するとともに集積協力金を拡充するよう国に求めること。	農地中間管理事業の実施そのものが農地の受け手の支援になることや、その関連事業である地域集積協力金も地域での話し合いにより受け手支援にも直接使える仕組みとして措置している。集積協力金の配分額の確保については国に要望しているところである。
②耕作放棄地の解消や発生未然防止の強化のため地域連携の取り組みを支援する予算の確保を求めること。	人・農地プランに基づく話し合いにより、耕作放棄地対策を解決しようとしているところであり、国の農地中間管理事業や耕作放棄地再生交付金及び日本型直接支払制度を活用して当初予算で検討している。 ・農地中間管理機構支援事業 154,446千円 ・耕作放棄地再生推進事業 25,000千円 ・多面的機能支払交付金事業 888,197千円
③中間管理事業への十分な運営費確保とともに当面担い手が見つからない農地への基盤整備に対する支援策を拡充するよう求めること。	農地中間管理機構の事業運営費については、十分な額となるよう当初予算で検討している。担い手が見つからない農地への基盤整備に対する支援は、困難である。 ・農地中間管理機構支援事業（事業運営費） 114,729千円
○新規就農者の育成、労働力確保・省力化	
①青年就農給付金や農の雇用事業についての予算確保と受け入れ団体の適切な運営に資する支援策を強化するよう求めること。	国の新規就農・経営継承総合支援事業を活用して当初予算で検討している。 また、農の雇用事業を活用する事業体に対して、助成金の交付、研修会の実施等、県農業会議が主体となって支援を実施している事業への支援について、引き続き当初予算で検討している。 ・鳥取暮らし農林水産就業サポート事業（鳥取県版農の雇用支援事業） 182,378千円 ・新規就農者総合支援事業 450,381千円
②産地労働力確保のため、作業を担う受委託組織や援農隊	28年度国当初予算において、援農隊による労働力確保や活用の取組を支援する「農業労働力最適

要望項目	左に対する対応方針等
などへの支援を拡充するよう求めること。	活用総合対策事業」が盛り込まれたところであり、県内活用に向け周知を図っていく。
③農作業省力化の実用促進に向けた低コスト化の実現支援策の拡充を求めること。	<p>TPP協定発効を見据え、今後、さらなる低コスト農業の推進を図っていくことが求められることから、12月17日、国に要望を行うとともに、県としても、鳥取型低コストハウスの開発・普及に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】鳥取型低コストハウスによる施設園芸推進等事業 252,387千円 ・【2月補正】産地パワーアップ事業 63,043千円 ・低コスト・省力化を目指す水田農業緊急対策事業 1,788千円
④農業における情報通信技術活用（ICT）における支援ならびにコスト低減支援策を強化するよう求めること。	
○農業者の経営管理向上対策等	
①次世代に農業経営を円滑に継承するため、農業法人化や農業経営敬称にかかる支援策の強化ならびに、農業者の税務対応・経営管理能力の向上に資する支援策を措置するよう求めること。	<p>農業法人化については、農業経営の安定化を目指す個別農家及び集落営農組織の法人化支援や法人化後のフォローアップについて、引き続き当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業法人設立・経営力向上支援事業 21,260千円
②「人・農地プラン」「地域営農ビジョン」の策定・見直しを促進するため、地域営農をコーディネートする人材育成や、集落営農の法人化を支援する十分な予算の確保をするよう国に求めること。	<p>人・農地プラン推進に向けた地域連携推進員の設置や、担い手経営発展支援事業において集落営農法人化支援について当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地集積総合推進事業（人・農地プラン見直し事業） 16,887千円 ・農業法人設立・経営力向上支援事業（法人設立支援事業） 14,800千円
○農業・農村の価値創出政策の展開	
① 6次産業化等の促進対策の支援をするよう求めること。	<p>農林漁業者自らが取り組む6次産業化や農商工連携の施設整備や販路開拓、消費者ニーズに基づく商品開発等に係るきめ細やかな支援について2月臨時議会予算及び当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】6次産業化商品の「売れる化」支援事業 5,572千円 ・6次化・農商工連携支援事業 77,978千円
②生産基盤、流通体制の整備対策等 ・強い農業づくり交付金の増額・拡充をもとめること ・農作業の省力化・コスト低減につながる取り組みや試験研究を強化するため十分な予算を確保できるよう国に求めること。	<p>強い農業づくり交付金、コスト低減対策については、産地パワーアップ事業（H27国補正）などの関連事業とあわせて、必要な予算確保を求めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】鳥取型低コストハウスによる施設園芸推進等事業 252,387千円 ・【2月補正】産地パワーアップ事業 63,043千円
○知的財産対策	
①「農林水産省知的財産戦略2020」の着実な実践ができるよう予算の確保を求めること。	12月17日、食の輸出促進による海外市場開拓や地理的表示保護制度（GI制度）の積極活用について、国に要望を行った。
②産官学連携の下、農業分野で表面化していない知的財産・資産を創出保護のための調査・研究等に必要な予算の確保を求めること。	<p>園芸新品種の開発など、引き続き、生産者の所得確保につながる研究開発に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先端的農林水産試験研究推進強化事業 3,938千円
③地理的表示保護制度の普及・推進をはかるため、国内消	具体的な内容について関係者の意見を聞きながら必要に応じて国に対して要望していきたい。な

要望項目	左に対する対応方針等
<p>費者向けの広報活動を積極的に行い、輸出拡大や海外における侵害防止等を進めるため、G I 関係にかかる予算の確保を求めること。</p>	<p>お、地理的表示保護制度については、既に昨年7月及び10月に国に要望しており、新たに「地理的表示等活用総合対策事業」（174百万円）として、地理的表示保護制度の普及啓発と理解の促進及び制度を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援制度等が設けられた。</p>
<p>○国産農畜産物の輸出拡大対策 衛生植物検疫措置など各国の輸入規制や非関税障壁の撤廃緩和に向けた働きかけとともに、HACCP・ハラール認証等に対応した施設設備にかかる支援の拡充を求めること。</p>	<p>昨年5月から台湾に食品を輸出しようとしている事業者に対して、産地証明書の添付が義務づけられるなど輸入規制が強化されたため、台湾への輸出規制強化方針の緩和について、必要に応じて国に要望していく。また、HACCP、ハラール認証等に対応した施設整備については、2月臨時議会予算で検討している。</p> <p>・【2月補正】フードビジネス拡大支援事業 93,000千円</p>
<p>○国産農畜産物の消費拡大対策 ①学校給食での米飯の普及・推進ならびに国産農産物の使用量向上など消費拡大対策の取り組みを強化するとともに、原料原産地表示の加工食品の対象拡大や外食への適用等、消費者にわかりやすい表示制度の構築を図るよう国に求めること。</p>	<p>市町村等が実施する学校給食への県産食材提供体制の整備等を支援するとともに、県産米を使用した米飯給食等を支援する事業を当初予算で検討している。</p> <p>・食のみやこ鳥取県推進事業（発見・体験「食のみやこ」推進事業） （学校給食等食材供給システム化促進事業） 450千円 ・食のみやこ鳥取米消費拡大事業（ごはんを食べよう学校給食支援事業） 308千円</p>
<p>②機能性表示食品にかかる安全性・機能性の評価研究については、国による支援指導を拡充し普及するよう求めること。</p>	<p>国では、「機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト」に取り組んでいるところであり、県内でもその取り組みについて周知を図っていく。</p>
<p>○安全な農畜産物づくりへの支援対策 生産現場の実態に即したリスク管理を進めるとともに、GAP導入などリスク管理措置の現場実践に対する支援と必要な予算を国に求めること。</p>	<p>国では「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を策定し、普及拡大に向けた取組等に対して支援を行っており、活用を検討されたい。</p> <p>県では今年度、県内JAグループ職員やJA各生産部員を対象にGAP推進のための研修会を開催しているところであり、今後も継続して実施したい。</p>
<p>○再生可能エネルギー対策 再生可能エネルギー事業をより推進するため、農業及び地域の活性化に貢献する取り組み支援の拡充を求めること。</p>	<p>これまで進んでいない小水力発電の導入を進めるため、ため池の流況調査等による適地の抽出を新たに当初予算で検討している。</p> <p>また、果樹剪定枝等の未利用バイオマスの有効活用を進めるため、バイオマスの燃料化に取り組む団体への支援を新たに当初予算で検討している。</p> <p>・地域エネルギー資源活用支援事業 41,100千円</p>
<p>○地域コミュニティの確保・支援対策等</p>	
<p>①高齢化・人口減少の深刻化する中山間地域で学童等を対象とした宿泊による農業等の体験、高齢者や障害者のための福祉農園の取り組みなど、核となる人材育成に必要な予算の確保を求めること。</p>	<p>農作業等の体験機会を提供する取組や農山村と企業や市街地の住民による資源保全活動への支援に加え、農福連携を推進しながら、農業・農村の核となる人材を育成していく。また、農業と観光の連携など、農村の活力づくりを支援していく。</p> <p>・みんなで取り組む農山村保全活動支援事業 17,537千円 ・農福連携推進事業 8,439千円 ・元気な里山応援事業 7,718千円</p>
<p>②食育の推進や地域活性化等を進めるため、学校給食にお</p>	<p>市町村等が実施する学校給食への県産食材提供体制の整備等を支援するとともに、県産米を使用し</p>

要望項目	左に対する対応方針等
ける地元産・国産農畜産物の利用拡大にかかる必要な予算の確保を求めること。	<p>た米飯給食等を支援する事業を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食のみやこ鳥取県推進事業（発見・体験「食のみやこ」推進事業） （学校給食等食材供給システム化促進事業） 450千円 ・食のみやこ鳥取米消費拡大事業（ごはんを食べよう学校給食支援事業） 308千円
○品目別政策の拡充対策を国に求めること。	<p>T P P協定発効を見据え、各品目分野毎で経営安定対策と競争力強化に向けた対策を充実するよう、国に要望（12月17日）を行うとともに、27年度国補正予算に盛り込まれた事業の積極活用に向け、本県への予算配分と使いやすい制度設計とするよう、重ねて国に要望（1月22日）を行った。</p> <p>【品目別での主な国要望項目】</p> <p>《水田農業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米価の安定化に向けた、国の責務による確実な需給調整の継続 ・収入減少影響緩和対策の充実(基準収入額と交付対象者の見直し・拡充) ・水田フル活用の促進(飼料用米など非主食用米にかかる各種支援措置の継続・拡充) <p>《畜産・酪農》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「畜産クラスター事業」の長期継続(10年以上)と予算配分 ・同事業の支援内容の拡充(施設用地造成を補助対象に追加)と要件緩和(家畜導入) <p>《野菜・果樹》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「産地パワーアップ事業」の予算配分 ・同事業の要件緩和(平坦地における面積要件見直し等)
○鳥獣被害削減・防止対策	
①捕獲等の担い手確保・技能向上にむけた支援や、捕獲活動に対する直接的支援を引き続き措置するよう求めること。	<p>新たにハンター養成スクールを開講することで捕獲者の技能向上を図るほか、狩猟免許取得の支援の拡充等を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ捕獲強化体制推進事業 13,460千円 ハンター養成スクール運営事業（県猟友会に委託しハンタースクールを新たに実施） 若手猟師参入促進補助金（狩猟免許取得経費への補助の対象年齢を拡大） <p>捕獲活動に対する直接的支援について、昨年7月に鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保等について国に要望を行った。</p>
②捕獲鳥獣の処理加工施設の整備など出口対策の強化を国に求めること。	<p>捕獲鳥獣の処理加工施設の整備については国の鳥獣被害防止総合対策交付金の対象となるため、国には昨年7月に十分な予算確保等について要望を行った。</p>
[J A鳥取いなば]	
○地理的表示（G I）保護制度は制度の不明な点が多く、作成する書類も多くなっているが、登録後はG Iマークを付することで差別化や地域ブランド価値の向上を図ってい	<p>国のG Iサポートデスクによる説明・相談会を昨年11月に県内で実施したが、今後も引き続き国と連携しながら支援を行う。また、「食のみやこ鳥取県」の魅力の発信の一環として、県民に対してG I制度等の情報発信を行うとともに、G Iマークを付した商品パッケージや出荷資材等に対する支</p>

要望項目	左に対する対応方針等
く必要があることから以下支援すること。	援について当初予算で検討している。
①同制度登録に向けての助言・協力等の支援	・食のみやこ鳥取ブランド団体支援交付金（団体交付金） 24,000千円
②県民に対するの内容説明等の情報発信	・みんなでやらいや農業支援事業（がんばる地域プラン事業） 111,119千円
③登録後、産品には表示ルールで必ずGIマークを付す必要があるため、それに対する商品パッケージ・出荷資材等の支援措置	・食のみやこ鳥取県推進事業（発見・体験「食のみやこ」推進事業） （「食のみやこ鳥取県」マーク推奨事業） 2,000千円
【JA鳥取中央】	
○農畜産物品目ごとのプランを県・中部が一体となって事業を推進し、新規就農者受け入れ体制を整備するため団地整備にそれぞれ支援をすること。	
①梨の長苗の育成・果樹団地の整備	梨のジョイント栽培用の長苗育成、果樹団地整備の支援について、2月臨時議会予算で検討している。 ・【2月補正】「新甘泉」生産拡大特別対策事業 2,340千円 ・【2月補正】戦略的スーパー園芸団地整備事業 36,022千円
②イチゴ団地化へ低コストハウス導入整備	低コストハウスを活用したモデル的なイチゴ団地整備について、2月臨時議会予算で検討している。 ・【2月補正】戦略的スーパー園芸団地整備事業 36,022千円
③園芸団地化へ低コストハウス導入整備と複合経営の安定強化対策	新たに国で創設される産地パワーアップ事業（H27国補正）に県独自の支援も合わせて、2月臨時議会予算で検討している。 ・【2月補正】鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業 252,387千円
④畜種間連携を強化した和牛基地化の整備推進	国の畜産クラスター事業（補助率：国1/2）で対応可能であり、具体的な計画があれば国に要望していく。
【JA鳥取西部】	
○鳥取県としてトータルの果樹産地維持と次世代への継承	現在、「やらいや果樹園」制度により優良果樹園の継承を推進するとともに、高収益が見込める梨「新甘泉」、柿「輝太郎」等の優良新品種を面積拡大して、果樹農家の農業経営の安定が図られるように当初予算で検討している。 また、新たに梨の担い手の規模拡大や新規就農者の確保を図るため、梨のモデル団地整備を2月臨時議会予算で検討している。 ・【2月補正】戦略的スーパー園芸団地整備事業 36,022千円 ・鳥取梨生産振興事業 107,242千円 ・鳥取柿ぶどう等生産振興事業 18,431千円
○西部管内では梨、柿が栽培され大半がスピードスプレーヤーで防除されているが更新時期に来ている。既存品種と新品種を複合的に防除できる体制整備と共同防除組合、個	防除用スピードスプレーヤーの導入については、現在、低コスト・体制強化事業で対応しており、今後は県事業に加え、新たに国で創設される産地パワーアップ事業（H27国補正）での支援を2月臨時議会予算及び当初予算で検討している。なお、補助率2/3については、本事業においては考

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>人防除を組み合わせ、果樹経営と地域に適合した補助事業の支援(補助率2/3)</p>	<p>えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】産地パワーアップ事業 63,043千円 ・鳥取梨生産振興事業(低コスト・体制強化事業) 6,000千円 ・鳥取柿ぶどう生産振興事業(低コスト・体制強化事業) 1,417千円
[大山乳業]	
<p>○生乳生産を増加に転じるためには増産意欲を掻き立てることが必要であるが、TPP大筋合意は意欲を減退させ、廃業決意者が発生する可能性がある。そのためにも生乳増産支援対策事業(仮称・新規)を創設し、生産者支援をすること。</p>	<p>生乳生産の増加のためには乳牛の増頭が必要であるが、県外(北海道)での乳牛の価格が高騰していることから、導入のための支援策を検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】緊急生乳増産奨励事業 7,920千円
[鳥取県畜産農協]	
<p>○東中西部畜産・酪農クラスター事業の推進に向け強力な指導支援を行うとともに、事業実施に当たっての公共牧場の活用や鳥取県独自の上乗せ助成など、酪農・畜産振興を強化すること。</p>	<p>具体的な計画を見ながら必要な支援を考えていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】畜産クラスター施設整備事業(肉用牛、酪農、養豚) 992,710千円
<p>○ソフトグレインサイレージ(SGS)の取組に対する鳥取県独自(施設・製造・試験的給与ごとの)助成措置をとること。</p>	<p>飼料用米サイレージの施設整備や機械整備の製造に対する助成については、国の畜産クラスター事業(畜産競争力強化整備事業・畜産収益力強化支援事業：(リース事業))の活用により対応していただきたい。また、飼料用米サイレージの給与については、農場段階での給与実証が出来る取り組みへの支援を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料用米利用拡大推進事業 3,360千円
<p>○水田でトウモロコシの作付に対し、現行交付金の上乗せ助成を検討すること。</p>	<p>水田でのとうもろこしについては、引き続き産地交付金を活用し、地域の特徴に応じた取り組みでの対応をお願いしたい。</p>
[香取開拓農協]	
<p>○鳥取和牛振興総合対策事業(高能力子牛特別導入支援)の推進</p> <p>全国的な子牛価格の高騰で繁殖メス牛導入を躊躇する状況がある。担い手の増頭に対する緊急支援。導入計画に基づき和牛繁殖メス牛を増頭するため、雌牛の購入経費に対する自家保留についても支援すること。</p>	<p>和牛繁殖雌牛の増頭に向け、優秀な和牛繁殖雌牛への改良(更新)について、導入及び自家保留について、2月臨時議会予算及び当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】和牛改良・増頭対策事業 28,854千円 ・和牛改良・増頭対策事業 98,416千円
[JA全農とっとり]	
<p>○高品質・高収益を目的としたハウス施設経営を推進するとともに生産団地化による生産力を高め、ブランド力を強化し、農家経営をさらに向上させる方策として「低コストパイプハウス」の導入支援をするとともに、初期投資に係</p>	<p>新たに国で創設される産地パワーアップ事業(H27国補正)に県独自の支援も合わせて、2月臨時議会予算で支援の継続を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【2月補正】鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業 252,387千円

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
る生産農家の負担軽減を図れるよう支援事業の継続をする。	
《鳥取県農業会議》	
○農業委員会活動強化対策事業、農業会議運営・活動費、機構集積支援事業、新規就農や早期育成支援事業（県版「農の雇用事業」）および農業法人設立・経営力向上支援事業に対する県補助を増額・継続すること。	<p>県農業会議関係事業については、昨年度と同程度の支援を行うこととし、当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地集積総合推進事業 （農業委員会活動強化対策事業） 8, 674千円 （農業会議運営費） 2, 565千円 （機構集積支援事業） 13, 130千円 ・鳥取暮らし農林水産就業サポート事業 （新規就農者早期育成支援事業） 135, 988千円 ・農業法人設立・経営力向上支援事業 21, 260千円
《鳥取県漁業協同組合》	
○栽培漁業地域支援対策事業の継続と藻場の減少対策、キジハタ栽培漁業の実用化支援の創設、災害対策事業の継続、沖合漁業漁船建造支援事業の継続・沖底船のリース事業の復活、エンジンオーバーホール、中部地区の海岸侵食の重点対策、湾内湾内静穏調査、馬力ダウン、リール等漁労器、リシップ支援、県産魚の消費拡大対策事業、漁場環境整備事業、6次産業推進事業、漁村の活性化事業、漁業経営能力向上促進事業、就業チャレンジ体験トライアル事業、漁業尾担い手育成研修事業漁業経営開始円滑化事業の継続。漁港漁港施設整備事業の継続ならびに新規事業、漁業共済について継続すること。	<p>関係団体の要望等も聞いたうえで必要な事業を推進することとし、当初予算で検討している。</p> <p>[主なもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源増殖推進事業 17, 693千円 ・鳥取県水産多面機能発揮対策事業 1, 895千円 ・藻場造成調査 619千円 ・キジハタ栽培漁業実用化支援調査 4, 344千円 ・資源増殖推進事業 17, 693千円 ・省エネ漁業推進事業 14, 529千円 ・浜に活！漁村の活力緊急再生プロジェクト 8, 036千円 ・漁業就業者確保対策事業 132, 534千円 <p>なお、沖合漁業漁船代船建造支援については、国の経済対策で新たに創設されたリース事業の活用を考慮しつつ、必要に応じて県としての支援策を検討していく。</p>
《鳥取県栄養士会》	
○食の応援団支援事業の生活習慣病予防のための栄養改善事業および子どものための食育教室事業を継続、充実すること。	<p>栄養士会や食生活改善推進員連絡協議会と連携した地域での栄養教室や食育教室の開催など、日々の食生活の大切さを普及啓発するとともに、生活習慣病の総合的な予防のため、先進的な栄養改善の取り組みを行う講師による栄養士等を対象にした減塩教室スキルアップ研修会を実施している。</p> <p>また、子どものための食育事業として、健康づくり文化創造プランや食育プランの達成に必要な事業を総合的に勘案した上で必要な対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養改善指導事業費 12, 710千円 ・食育地域ネットワーク強化事業 1, 840千円 ・「食の応援団」支援事業 4, 957千円
《鳥取県民主医療機関連合会》	

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>○国民健康保険の滞納世帯数に対し、短期証交付世帯数、資格証明書交付数を足しても格段に差がある。もし保険証が交付されていないのであれば、受診抑制が考えられる。滞納があっても普通保険証を交付しているのか、窓口留め置きをしているのか、県としてその実態について調査すること。</p>	<p>短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付に当たって、市町村は、特別の事情の有無など、滞納世帯の状況を把握するよう努めており、また、県では、市町村に対し適切に短期被保険者証等の交付運用するよう助言しているところである。国保の滞納世帯数と短期被保険者証等の交付数の差の状況については、県として機会を捉えて調査してみたい。</p>
<p>○無料低額診療事業は経済的に困窮している人が無料か低額の料金で診療を受けることができることから、貧困と格差が広がる中で全国的に実施機関、利用者も増えている。しかし、院外処方では薬代の負担がある。この制度の趣旨がいかされるよう院外処方を対象とする制度改正をするよう国に求めること。また、制度の広報が不十分なため制度を知らない人も多いことから医療機関と連携して広報に努めること。</p>	<p>無料低額診療事業は、国独自の制度であることから、院外処方における薬代を当該事業に含めることについては、まずは国において、低所得者に対する医療の支援策として社会保障制度全体の見直しの中で検討すべきものと考えており、国への要望は考えていない。</p> <p>なお、事業の周知等については、実施医療機関が特定の地域の特定の医療機関に限られているため、基本的には自ら行っていただきたいと考えている。</p>
<p>○介護保険料を2年以上滞納したペナルティーとして基本1割のサービス利用者負担を3割に引き上げられた高齢者が全国で（2013年度）10350人（厚労省）いた。介護保険料の上昇が原因とみられ近年滞納額は増えている。生活が困窮して保険料を滞納したうえ、負担割合が高まることでサービスを受けられない高齢者がいる。県内の病院でも、入院患者が。介護に結びつけられず、退院支援が困難な事例が散見されている。各自治体で把握するよう調査すること。滞納者は一括して払い終わるまで3割が続くなど、非道な罰則を中止するよう国に対し、制度の改善を求めること。</p>	<p>介護保険料の徴収権利は法律上、2年で時効となり、時効となった場合は保険料を徴収することも納入することもできないこととなっており、未納期間がある方が介護サービスを利用する場合にはその期間の長さに応じ、一定期間の保険給付率を7割に引き下げる制度となっている。</p> <p>この制度の趣旨は、介護保険料が介護サービスに必要な費用を賄う重要な財源であることから、特別な理由もなく長い間、保険料を滞納した場合には保険料を納付している方との公平性を図るために介護保険法に基づいて定められているものであり、制度の改善を求めることは考えていない。</p> <p>なお、災害により財産に損害が生じた場合や、失業により生計維持者の収入が著しく減少した場合などは適用されないこととされている。</p>
<p>《新日本婦人の会鳥取支部》</p>	
<p>○子どもの貧困をなくすため</p>	
<p>① 就学援助金を市町村任せにしない。対象の項目（給食費、メガネ、PTA会費など）の100%支給に県の援助をすること。</p>	<p>就学援助は、法に基づき市町村が行うこととされ、国から必要な地方財政措置がとられているところであり、県において独自に支援する考えはない。</p>
<p>②低所得者・一人親世帯、就学援助世帯の学童保育料は無償化すること。</p>	<p>市町村の保育料は、国が定める運営費負担金を算出する際の保育料より低い水準に抑えているため軽減措置のニーズがないクラブがある一方で、実務的な課題により軽減できないクラブもあり、県として統一的な軽減制度を設けることは考えていない。</p>
<p>③保育料の無料化をさらに第2子に広げること。国に改善</p>	<p>保育料は、保育の実施者である市町村が地域の実情等を勘案して定めるものであるため、保育料の</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>を求めるために実態調査をすること。</p>	<p>無償化・軽減については、県は市町村と十分に連携して進める必要がある。 国の保育料軽減の拡充を踏まえた県独自の保育料の軽減策については、当初予算において検討している。 なお、保育料の軽減については、これまでも国に対して要望しており、県内市町村の保育料については県として把握しているので、改めて調査する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料無償化等子育て支援事業 495,738千円 ・中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 59,019千円
<p>④子どもの医療費の窓口負担をなくし、完全無料にすること。とくに未就学児は先行して実施すること。</p>	<p>小児特別医療費助成については、市町村との協働により取り組んでいるものであり、現在、助成対象を、平成28年4月以降は、18歳になった最初の年度末までに拡大する準備をすすめているところである。 また、窓口負担をなくし無料化を進める場合、段階的であっても県及び市町村において相当な財政負担が生じるため、実施は困難である。</p>
<p>⑤保育士、介護福祉士の待遇改善をすること。</p>	<p>○県独自の保育士処遇改善の支援制度については、市町村との共通理解が得られていない状況であり、実施は困難である。 なお、保育士の処遇については、子ども・子育て支援新制度における処遇改善等加算や職員配置の改善等の「質の向上」がさらに図られるよう、国に対し要望してきたところであり、引き続き、機会をとらえて要望を行うこととしている。 また、県が国に先んじて取り組んでいる職員加配（1歳児加配、障がい児加配）については、継続して実施することを検討しており、引き続き市町村と連携しながら保育士の雇用環境の整備にも努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 123,023千円 <p>○介護福祉士を含む介護職員の賃金改善等を行う介護職員処遇改善加算については、平成27年度の介護報酬改定により拡充され、介護職員1人当たり月額1万2千円相当の上積みとなる加算の新設により、介護職員に対する一層の処遇改善が図られている。 県独自の施策として、事業者がこの新設された加算の取得要件を満たし、介護職員の賃金改善等が一層図られるよう、加算取得に向けた講習会や講座等の開催などでサポートする事業を当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬処遇改善加算取得対策事業 490千円
<p>《鳥取県民主商工会連合会》</p>	
<p>○鳥取県産業振興基本条例に小規模事業者の役割を位置づけること。</p>	<p>鳥取県産業振興条例は、小規模事業者が大部分を占めることを踏まえたうえで、企業規模や産業分野に応じて細分化すべきではないことを、条例制定時に県議会で議論の上制定されたものであり、この考え方に変わりはない。</p>
<p>○中小企業振興を話し合う産学官共同の審議会を設置し、小規模事業者の代表を参加させること。</p>	<p>県では、昭和28年から小規模事業者代表も参加する「鳥取県中小企業振興対策審議会」を設置していたが、その後、経済のグローバル化、IT化、経営革新、創業など中小企業の経営課題が高度化・</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
	<p>専門化し、審議会方式では調査審議が困難となり、平成19年に廃止した経緯がある。現在は、事業者や専門家の意見を伺いながら速やかに施策化を図ることとしている。</p>
<p>○従業員5人以下・家族経営の事業者の「実態調査」を市町村と共同で行うこと。全事業者対象にした政策をつくること。</p>	<p>本県では従業員数5人以下の事業所が6割以上であり、経済センサス等の統計調査で事業者数等の動向を把握するとともに、商工団体の経営相談・支援等を通じて経営状況を把握しながら、県版経営革新制度の創設、県制度融資の拡充、商工団体の体制の強化、事業承継支援の体制構築など、全事業者を対象とした支援施策の充実に取り組んでいる。</p>
<p>○仕事おこし・経済振興として、住宅リフォーム助成制度を創設すること。</p>	<p>住宅の改修等に対する支援は、明確かつ具体的な政策目的に基づき行うことが必要である。（「とっとり住まいる支援事業」は県産材の活用促進を目的とした住宅リフォーム助成）</p> <p>一部市町村では、地域の実情に応じた独自のリフォーム助成を実施しており、今後、政策目的に沿ったものであれば市町村と連携した制度の創設を検討する。</p> <p>なお、「とっとり住まいる支援事業」の事業規模は全国最大となっており、その経済波及効果は大きいと考える。</p> <p>・とっとり住まいる支援事業 434,850千円</p>
<p>○商店リニューアル助成制度(高崎市・日南町等で実施)を創設すること。</p>	<p>高崎市で実施されている「まちなか商店リニューアル助成事業」のように店舗リフォーム補助を内容とし、地元商業の活性化を目的とした事業については、来街者ニーズ等を踏まえて市町村がまちづくり方針等に沿って実施するべきであると考えます。</p> <p>既に県では、市町村と協調した商店街の環境整備等への支援だけではなく、個々の事業者が取り組む経営革新や設備投資等に対する支援制度を多くの事業者に活用いただいております、単なるリフォーム助成制度の創設については考えていない。</p>
<p>○建設業の社会保険加入について</p>	
<p>・請負代金に社会保険料負担分も積算すること。</p>	<p>社会保険料負担分（法定福利費）は、土木工事標準積算基準に基づき、各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）において適切に積算計上している。</p>
<p>・2次・3次、それ以下の下請けにも適正に社会保険料負担分が支払われるよう指導すること。</p>	<p>鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針を制定し、県発注工事に携わる全ての下請業者が必要な法定福利費を確保できるよう取り組んでいる。</p>
<p>・県発注の公共事業で、元請が3次下請け事業者に従業員名簿と社会保険番号を提出させている事例があったが、従業員5名未満の個人事業者は社会保険加入が義務付けられていないにもかかわらず一律に番号を求めることは不当であり、下請事業者に過度な負担を強いることのないよう指導すること。</p>	<p>社会保険の適用除外事業所が国民健康保険等の適切な保険制度に加入していれば、改めて社会保険に加入し直す必要はないことについて、平成26年1月に県内建設業者に周知した。平成27年3月に制定した「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」にも改めて注意事項として規定し、これを契約図書に位置付け注意喚起している。</p>
<p>○金融関連</p>	
<p>・金融円滑化法が終了して、全国で貸し渋り・貸しはがしの事例報告があるが金融機関・保証協会に対しこのようなことがないよう要請すること。</p>	<p>金融庁は、金融円滑化法終了後も金融検査マニュアルや監督指針において金融機関は貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めることを明記し、金融検査や金融監督を通じてその趣旨を徹底するとされているところである。また、全国の財務局、経済産業局などに相談窓口を設置し、中小企業・小規模</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>事業者からの個別の相談・苦情等に対して、金融機関への事実確認や専門機関の紹介などの助言を行うなどされている。</p> <p>県では、県制度融資において保証料軽減措置や要件緩和等により資金調達を円滑にする環境づくりを進めており、資金需要がある年末などには各金融機関に円滑な資金供給に対する配慮と手続の迅速化に向けた要請を行うなどしている。</p> <p>また、金融円滑化法の出口対策として経営支援と金融支援を一体的に推進する体制「とっとり企業支援ネットワーク」を拡充し、金融機関・保証協会とも連携をとって県内中小企業の経営再生や経営改善に向けた取組みを支援している。</p>
<p>・少額（50～100万円）・迅速（申し込みから3営業日以内）・簡易（低所得でも借りられる）な運転資金融資を制度融資に設けること。</p>	<p>県制度融資は、信用力の乏しい中小企業者等に対して、信用保証制度を活用しながら、長期・低利の資金調達の円滑化を支援するものであり、金融審査に一定の期間を要することから、迅速・簡易な手続きによることは困難である。なお、各金融機関や信用保証協会においては、迅速・簡易なカードローンなどの金融商品も用意されているところである。</p> <p>また、県の制度融資においては、規模（原則、従業員20人以下）のみを要件とした小規模事業者融資制度を拡充し、利用しやすい資金として多くの利用をいただいているところである。</p> <p>・鳥取県企業自立サポート事業（制度金融費） 760, 571千円</p>
<p>○税務行政</p>	
<p>・改正された「鳥取県滞納整理マニュアル」にもとづき納税者の実態に配慮した対応をすること。</p>	<p>従前から本県では、滞納整理マニュアルに基づき滞納者の主張を十分に聴取し、併せて滞納者の実態を把握したうえで、その実態に応じた滞納整理（分納、徴収猶予、執行停止等）を行うよう努めているところである。</p>
<p>・納税緩和措置は法令に基づき適正に執行すること。中部ふるさと連合では、法令の独自解釈で滞納処分が行われており指導・是正すること。</p>	<p>従前から本県では、滞納整理の各段階において滞納者の実情を聴取する機会を必ず設けており、滞納者から生活困窮により納税が困難である旨の申出があった場合には、納税資力に応じた分割納付や、法令に基づいた納税の猶予等の徴収緩和措置を適切に適用するよう努めてきているところである。</p> <p>なお、鳥取県中部ふるさと広域連合について、県は指導監督する立場ではないが、納税者の実情を十分に把握したうえで、法令に基づき厳正な滞納整理及び納税緩和措置の適用が行われていると考えている。</p>
<p>・鳥取県地方税滞納整理機構は法的根拠を持たない任意組織であり、税徴収を主体的におこなうと法に抵触する恐れがあるなど、行政の組織のあり方として好ましくない組織である。機構を廃止し、当事者である市町村が責任をもって徴収にあたるようにすること。</p>	<p>鳥取県地方税滞納整理機構は任意組織であり、当然、組織として差押えなどの滞納処分を行うことはできないため、個々の自治体で対応しており、法的には問題ないと認識している。しかし、個人住民税などにおいては、県と市町村で共同で納税交渉を実施することにより重複事務の解消と実務を通じた県及び市町村の能力向上を図り、徴収体制の高度化及び効率化を目指して運営しているところであり、今後も連携して徴収を行う。</p>
<p>・所得税法56条を廃止し、家族従業者への労賃の支払いを認めるよう、国へ意見書をあげること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えている。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
○国保	
<p>・保険料の申請減免、一部負担金の減免は要件となっている「特別の事情」や「収入の半減」が障害となって、真に困窮した市民が受けられない実態がある。実態に即して減免ができるようにすること。</p>	<p>保険料や一部負担金の減免については、国保法上で規定された制度であり、保険者が特別の理由がある被保険者に対して措置することができるものとされている。各保険者は、条例及び規約で、それぞれ実情に応じた減免基準を定めて実施しており、県として特段に関与すべきものではないと考える。</p> <p>なお、保険者が行った保険料の賦課、減免、滞納処分等に関して不服がある者については、国保法上、県が設置する国民健康保険審査会に審査請求を行うことができる。</p>
<p>・国保料（税）の滞納処分は国税徴収法・地方税法に準じて行われなければならないが、職員の無理解や保険証の取り上げがあるために、納税緩和措置が受けられない状況である。納税緩和措置の適用を受けた場合は保険証を交付することとし、市町村職員の研修・指導をすること。</p>	<p>保険者は、国保料（税）の滞納等については、地方税及び国税徴収法に準じた滞納処分の停止や国保法に基づく短期被保険者証等の発行を行っており、県として特段に関与すべきものではないと考えるところであるが、滞納処分の適切な取組については、県や国民健康保険団体連合会等が共催する収納対策研修会等の機会を捉えて助言していく。</p> <p>なお、保険者が行った保険料の賦課、減免、滞納処分等に関して不服がある者については、国保法上、県が設置する国民健康保険審査会に審査請求を行うことができる。</p>
○マイナンバー制度	
<p>・マイナンバー制度は個人情報の漏えいの恐れがあり、事業者に過度な負担を押し付けるものである。実施の延期・廃止をもとめること。</p>	<p>マイナンバー制度が国民の信頼を得られる制度として導入できるよう、国において制度の安全性や信頼性の丁寧な周知や広報の実施と、平成29年7月からの情報連携に向けたセキュリティ対策を設計しているところであり、マイナンバー制度の実施の延期・廃止を求めることは考えていない。</p> <p>なお、事業者負担の軽減策として、国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の電子的提出の一元化について、関係機関が協議を行うなど、検討が進められている。</p>
<p>・行政は税・社会保障・災害対策分野で住民にマイナンバーの提出を求めることとなる。しかし、マイナンバーを取得できないもの、番号がわからないものが一定数存在することから、番号を提示できない方へのサービスが制限される恐れがある。窓口等でのマイナンバーの提出を強制しないこと。</p>	<p>マイナンバーの記載は、法令の規定により義務づけられているものであることから、県民に対して丁寧に説明し理解を求めていきたい。</p>
《生活と健康を守る会》	
<p>○生保世帯の子どもが大学生になると生保世帯から外れるので、実質的には減らされた同居家族の保護費で生活することになる。教育権と生存権を保障するため、県独自の生活費を支給するなど制度を創設すること。</p>	<p>生活保護の対象となる者を判断する基準は、国が責任をもって設定している。現在の大学等の進学率(全国平均で54.5%程度)を踏まえると、一般世帯等との均衡の観点から、県独自の生活保護制度を創設することは考えていない。</p>
《鳥取の保育を考える会》	
<p>○保育士の賃上げを含む処遇改善のために、単県補助事業を創設すること。 公私立を問わず県内すべての自治体で、保育士確保が困</p>	<p>県独自の保育士処遇改善の支援制度については、市町村との共通理解が得られていない状況であり、実施は困難である。</p> <p>なお、保育士の処遇については、子ども・子育て支援新制度における処遇改善等加算や職員配置の</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>難になっており、保育士確保ができないため年度中途の3歳未満児受け入れ希望者に対応できないとか、米子市福祉会では来年度3園で1歳児定員を減らすなど深刻な事態である。この解決には国による抜本的な処遇改善を保障する『公定価格』を求めると同時に、当面県として具体的賃上げにつながる補助制度の創設が必要である。</p>	<p>改善等の「質の向上」がさらに図られるよう、国に対し要望してきたところであり、引き続き、機会をとらえて要望を行うこととしている。</p> <p>また、県が国に先んじて取り組んでいる職員加配（1歳児加配、障がい児加配）については、継続して実施することを検討しており、引き続き市町村と連携しながら保育士の雇用環境の整備にも努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 1 2 3, 0 2 3千円 ・保育サービス多様化促進事業（障がい児保育）1 1 8, 0 7 7千円
<p>○保育士の定数の改善をさらに図ること。</p>	<p>県条例で配置基準を引き上げることにについては、市町村の共通理解が得ることが難しく、現時点では、補助制度によって政策的に保育士の加配を進めていくこととしており、県が国に先んじて取り組んでいる職員加配（1歳児加配、障がい児加配）について、継続して実施することを検討している。</p>
<p>○長時間労働などの保護者の働き方が改善できるよう、県内企業・事業所などに具体的な支援策をとること。</p>	<p>企業・事業所における子育て中の保護者の労働環境の改善については、家庭教育推進協力企業としての協定締結や部下の仕事と家庭の両立を応援するイクボスの普及啓発等を通じて理解の促進を図っているところであり、具体的な取組については、それぞれの企業・事業所の状況に応じて行っていただきたいと考えているため支援は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とっとりふれあい家庭教育応援事業（鳥取県家庭教育推進協力企業制度） 1 5 0千円 ・イクボス推進事業 9 9 6千円 <p>鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」において、労務全般に関するアドバイス等を行うため社会保険労務士による中小企業訪問を実施しており、事業主に長時間労働防止等の啓発についても行っていきたい。</p> <p>また、長時間労働の一因である人手不足解消のため、「若者仕事ふらぎ」や「ミドル・シニア仕事ふらぎ」等において、人材確保と若年者等の就業を総合的に支援していきたい。</p>
<p>○子どもの貧困対策で、父子家庭・母子家庭への経済的支援を実施すること。</p> <p>県内でも貧困格差がすすんでいる。父子家庭に対する家事援助、また経済的に必要な家庭に対して生活費を含む資金の支援策を検討すること。</p>	<p>父子家庭・母子家庭への経済的支援については、平成28年度に、児童扶養手当の多子加算額が増額される。</p> <p>また、父子家庭についても、母子父子寡婦福祉資金が平成26年12月から貸付対象となる等、母子家庭と同じようにひとり親家庭支援施策が受けられるようになっており、引き続き制度の周知に努めていきたい。</p>
<p>《鳥取県精神障害者家族会連合会》</p>	
<p>○県民や福祉施設等管理者及び職員に対する啓発や研修の日程、内容について情報を家族会に知らせること。</p>	<p>家族会が対象となる研修や有用と思われる情報は引き続き情報提供を行うとともに、家族会の意見を伺いながら必要な対応を行う。</p>
<p>○教育現場のこころの健康問題の実態把握と問題解決のための教職員への研修強化と、その内容についても情報を知らせること。</p>	<p>学校では日々の健康観察等で児童生徒の心身の健康状態を把握するように努めており、必要に応じて、児童生徒の体や心の健康相談を行っている。また、スクールカウンセラーによる児童生徒、保護者への相談等も行っている。</p> <p>教職員への研修については、今後も家族会連合会が作成した啓発リーフレットを効果的に活用しな</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>がら、職員研修や人権教育主任会等の機会を捉えて、精神障がいについての理解を深める取組を学校や教職員に働きかけていきたい。</p>
<p>○各圏域の精神科救急医療システムにより夜間休日の精神科救急医療体制がとられているが、休日夜間の病床確保や医師及び看護師体制は十分とは言えない。体制のさらなる充実・整備を援助すること。</p>	<p>現在、精神科救急医療は24時間365日診療応需の体制が整備されており、引き続き体制の維持に務める。また、各圏域において開催される連絡調整会議において課題等を検討し、更なる体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療体制整備事業 59,851千円
<p>○精神障害者が他の疾病を発症した時、すべての病院で「通常通り入院できる体制をとること。</p>	<p>全ての病院で、精神障がい者の身体合併症に対応できることが理想的ではあるが、そのためには精神科医をはじめとする専門職の確保や病棟の整備など一般科の医療機関が克服すべき課題も多く、現時点での実現は困難と考える。</p>
<p>○ACT実施について活動拠点を東中西部圏域に配備すること。</p>	<p>ACTについては、事業実施に伴う精神科医師等の人員体制の確保が困難であることなどから活動拠点を配備することは現時点では困難である。しかし、医療が必要な地域で生活する医療が必要な精神障がい者を支える仕組みとしては、精神科病院や訪問看護ステーションによる「精神科訪問看護」が実施されており、こうした支援体制の充実を図るため、引き続き研修会の開催や関係機関等への働きかけを行っていく。</p>
<p>○グループホーム等の施設の拡充と夜間の体制の充実を、介護が必要になった精神障害のある人が入所できる福祉施設整備の検討をすること。</p>	<p>社会福祉施設等施設整備費補助において、精神障がい者のグループホームの整備を優先することとしている。</p> <p>グループホームの夜間支援については、国の定める報酬が十分ではないため、県独自でグループホーム夜間世話人配置事業として、夜間支援への補助を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 31,200千円 ・【2月補正】鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 191,424千円 ・障がい者グループホーム夜間世話人配置事業 7,794千円
<p>○就労継続支援A型B型事業所等の利用者の実態把握をし、精神障害者の特性に配慮した就労支援を行うこと。</p>	<p>就労系障害福祉サービス事業所は、利用者の障がいの特性や程度、意向等を踏まえて就労支援を行うものであり、精神障がいがある方についてもその特性に配慮した就労支援になっているものと考えているため、就労継続支援A型B型事業所等の実態調査を行うことは考えていない。</p>
<p>○「工賃3倍化計画事業」は作業効率を重視するあまり、利用者が希望を持つことができる施策になっていない弊害もある。就労を促す事業所という機能を失わないような指導をすること。</p>	<p>工賃3倍計画は、就労系障害福祉サービス事業所が目指す方向を明確にした運営を行うことで、利用者の工賃向上等による生活向上を図るために策定しているものである。具体的には、事業所のカルテ・ベンチマーク（経営理念、運営方針等を定めたもの）の策定支援を行うことで事業所が目指す方向に沿った支援を行うものであり、作業効率向上だけを求めている計画ではない。</p> <p>働く場所というよりも社会参加の場所としての位置付けが強い事業所については、県としてもその運営方針を尊重しているが、研修機会等を通じて工賃3倍計画（事業）の趣旨の周知（理解）を図って行きたい。</p>
<p>○精神障がい者相談員制度について、早期制定を国に働きかけること。</p>	<p>県は、ピアサポーター（精神障がい者やその家族）は、他の精神障がい者やその家族の気持ちを理解し支える支援者と考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	精神障がい者相談員制度は、ピアサポーターのあり方を法的に明確化するものであり、県としても有益なことと考えているため、国に対して働きかけたい。
○障がい者特別医療を元の全額助成にすること。	障がい者に係る特別医療費助成制度については、重度の方の健康の保持及び生活の安定を支援するために制度化しているものであり、自己負担については、現在においても、市町村民税非課税世帯や、いわゆる「重度かつ継続」の対象者（統合失調症の方など）には全額助成を行っていることや、院外薬局の負担についても全額助成を行っていることなどから負担の軽減が図られていると考えており、現時点で制度の見直しは考えていない。
○タクシー代割引制度を精神障がい者にも適用するよう、タクシー事業者へ要請すること。	タクシー運賃の割引制度は、身体障がい者及び知的障がい者の方が対象とされており、その適用範囲の拡大については、その利用状況等を踏まえタクシー事業者が検討されるものとするが、ご意見はタクシー事業者にお伝えしたい。
《鳥取県小学校体育連盟》	
○県小学校水泳大会および県小学校陸上大会の開催事業への支援を継続すること。	小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対しては、それぞれの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援について当初予算で検討している。 ・学校関係体育大会推進費 35,249千円
《鳥取県中学校体育連盟》	
○県中学校体育大会、中億ブロック中学校選手権大会の運営費および全国大会・中国ブロック大会選手派遣補助金について継続すること。	小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対しては、それぞれの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援について当初予算で検討している。 ・学校関係体育大会推進費 35,249千円
《鳥取県高等体育連盟》	
○県高等学校総合体育大会、中国ブロック高等学校選手権大会への運営費および全国高等学校総合体育大会派遣補助金について継続すること。	小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対しては、それぞれの要望を踏まえ、毎年助成を行っており、引き続き支援について当初予算で検討している。 ・学校関係体育大会推進費 35,249千円